

第 5 5 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 5 年 9 月 1 0 日 (火 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 1 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 3 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 飯 田 吉 則 議 員	4 番 大 畑 利 明 議 員
5 番 小 林 健 志 議 員	6 番 伊 藤 一 郎 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 宮 崎 一 也 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	参事兼企画総務部長	高橋幹雄君
参事兼土木部長	平野安雄君	会計管理者	杉尾克君
一宮市民局長	秋武賢是君	波賀市民局長	西川龍君
千種市民局長	阿曾茂夫君	まちづくり推進部長	西山大作君
市民生活部長	岸本年生君	健康福祉部長	浅田雅昭君
産業部長	前川計雄君	農業委員会事務局長	前田正明君
水道部長	船引英示君	教育委員会教育部長	岡崎悦也君
総合病院事務部長	広本栄三君		

(午前 9 時 3 0 分 開議)

議長 (岸本義明君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしておりますとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 一般質問

議長 (岸本義明君) 日程第 1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番 (岡前治生君) それでは、一般質問をさせていただきます。

一般質問を始めます前に、私はこの 9 月 2 日の本会議というと、大変議員にとっては大切な仕事であるんですけども、その本会議を自分の体調不良で欠席したことをまず市民の皆様及び同僚議員の皆様におわびしたいと思います。

私の記憶では、このような大事な本会議を欠席したというふうなことは 20 何年間議員をしておいて初めてだったと思います。今後はこのようなことが起こらないように、自分の体調管理にもしっかりと努めていきたいと思っておりますので、どうぞお許しをいただきたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

2 点にわたって質問をいたします。

一つは、県幹部職員の受け入れについて、受け入れという言葉がいいのか、招聘という言葉がいいのか、いろいろ言葉の表現はあると思いますが、このことの是非というよりも、市長としてどういうふうなことを考えておられるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

実際に高橋参事もそこにおられますので、高橋参事に対しての個人的な誹謗中傷をするつもりは一切ございませんので、もし万が一私のほうから高橋参事を傷つけるような発言がありましたら、その場で言っていただいて、その発言はちょっと待ってくださいというふうなことで言っていただけたら、ありがたいかなというふうに思います。

私も先ほども言いましたように、20 何年間、議員を務めさせていただいて、こういうふうに県の幹部職員を大変重要なポストで受け入れるということについては、初めての経験であります。私にとっては、県の職員の派遣というのは県の派遣社教主事のことであつたりとか、また逆に、こちらの若手の職員が県のほうへ入って仕

事を覚えさせてもらう、研修目的のそういう職員の派遣、県との交流というのは今までも知っておったわけでありましてけれども、今回のように県の幹部を、聞いてみますと、市のほうから要請をして、そして企画総務部長という、市で言えば一番、職責で言えば市長、副市長の次に大きな、教育委員会を除くとですね、ナンバー3というふうなポストにつけられたということになります。

それで、いろいろと考えてみましたときに、例えばその自治体に特別な事情、最近よく災害が起きますけれども、災害が起こって災害の支援要請で県の職員が応援に来るとか、そういう特殊な事情がある場合については、よくわかるわけでありましてけれども、今の宍粟市の現状を見た場合、財政的にはなかなか苦しいところがあっても、いろんな行政改革、私ども反対する部分もありますけれども、そういう行政改革によって財政面でのいろんな指標についても今のところ改善していているし、一応順調にきているんじゃないかなというふうに見ております。

それで、あと心配するのは、この後3年間で地方交付税が一本算定になって徐々に減っていくというふうなところが、いよいよどの時点で落ちつくか、この前の総務常任委員会でも言ったんですけども、そのときにどういうふうな施策を最重点に置くかというふうな部分が大変難しいだろうなというふうに、それこそ参事とも議論をしたわけでありましてけれども、そういうところで、市長の例えば選挙公約、この前の所信表明を言われましたけれども、その中にはこういう県の職員の応援を借りるというふうなことは一言も入ってなかったわけですね。ですから、私にとってはなぜ急に県の幹部の方をお呼びして、そして、しかも行政側でいうたら財政と人事を持つ、しかも新たに企画というところまで一緒にした、本当にある意味、一番大切な実務をこなすところの責任者に配属になったのかなと、そこで市長は何を狙っておられるのかな、何を目標にされているのかなということが私にはどうしても理解できない部分がありましたので、そのことについてまずお聞きします。

それと、もう一つは、合併のときにずっと言われたんですけども、合併になるとそれぞれの職務のエキスパート、今までは専門職が張りつけられなかったところに専門職を張りつける、それだけたくさんの職員を抱えるわけだから、それだけ専門的な有能な人材を適材適所に配置できるというふうなことが合併の一つの大きな目的であったと思うんですけども、高橋参事のことを批判するわけではありませんけれども、宍粟市の職員の中に適任者がいなかったのかどうか。そのことは私はある意味とても大切なことだと思うんですね。市長は所信表明の中でも「チーム宍粟」ということで、宍粟市一丸として職員も含めて市民も一緒にやっっていこうというふ

うな中で、私は清水副市長が副市長になられて、そして当然その後は市の職員が新たに誰かがなられることだというふうに思っておりましたので、そういうところで実際に市長の真意というところが私はもうひとつ理解できませんでしたので、そのあたりのところを一度説明をお聞かせ願いたいなというところでもあります。

それと、もう1点は、今まで私たちが繰り返し申し上げているんですけれども、国民健康保険税の引き下げということでもあります。

国民健康保険税については、この前、前回も市長の所信表明に対して私、一般質問しましたけれども、本当に市民の暮らしを圧迫するほど高くなっているのが事実だと思いますし、市長もそういうことをお聞きであると思います。それは、数字で見ましても、国保税の滞納状況というのが示していると思います。

ただ、国民健康保険というのは、一生涯のうちでほとんどの人が一度は入る国民皆保険の一つの大きな根幹であります。今、国保税を引き下げるためには、宍粟市の国保会計の基金を見ましてもほとんど底をついておるといふような状況でありますから、基金から繰り入れをして引き下げるといふことは不可能であります。そういう意味では、いろいろルール分の一般会計の繰り入れは行われているんですけれども、国保税を引き下げるための繰り入れというのは、前回、田路市長のときに一度7,000万円が繰り入れられたのみであります。そういうことから考えても、やっぱりこれほど高くなった国保税というのは一般会計から繰り入れをしてでも引き下げる必要があるんじゃないかというふうに思います。

それと、もう一つは、前にも申し上げたことでもありますけれども、資産割というのが、この宍粟市になってから実際資産割を納めておられるのは、私が前にお聞きした段階では約4割にとどまっておったように思います。そういうことから考えても、今、資産割を課しているのは41市町中26市町であったように思っております。そういう意味からも、公平性の面からも、それと固定資産税とかいうのは実際に現金収入がなかったにもかかわらずかかってくるものでありますから、当然支払いにくい、固定資産税がその市税の中で一番大きな滞納を占めているのも、そのためだというふうに思いますので、そういう具体的に国保税を引き下げようと思えば、一般会計からの繰り入れしかないというふうに思いますので、その点、市長として思い切って取り組んでいただきたいなというふうに私は思いますので市長の答弁を求めます。

以上です。

議長（岸本義明君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） おはようございます。連日御苦労さまでございます。

冒頭、岡前議員さんのほうから体調のこともありました。お互いのことでありますので、ぜひ体調には十分留意しながら市民の負託に応えるべきではないかなと、こう思っておりますので、今後におきましてもお互い健康に留意しながら、それぞれの立場でよろしくお願い申し上げたい、このように思います。

また、御質問の県幹部職員の受け入れ、大きく2点の中身だったかなあと、こう思うわけではありますが、かつて宍粟郡という時代の中で、私は山崎町出身でありますけども、山崎町時代にあっても参事ということで県からの招聘をした事例もあります。あわせて隣の安富町では、当時同じく参事という形で招聘した事例もあります。それぞれのところで、それぞれの思いの中で、そういったこともあったのも事実であります。近隣の市町でもそういった事例も数多くあるように私も承知をしておるところであります。

また、所信のところ、あるいは選挙でもそんなこと言わなんだんじゃないのということではありますが、当然、私は人事であったり、組織・機構のこと、このことについては触れておりませんし、むしろ将来に展望の持てるまちをつくっていききたい、同時にあわせて職員と一丸となってこの「チーム宍粟」として市を盛り上げていきたいと、こういう観点でそれぞれ訴えをしてきたところでありまして、そのときにはそういったことについて具体は申し上げておりません。したがって、私は、これまでの歴史の中でも県との招聘の中で、先ほどお話のあったとおり、それぞれの市や町においての課題を解決するために是非お願いしたいというスタンスと、それから将来のまちづくりに是非いろんな立場で力を貸してほしい、将来に展望を持つ、こういう視点の両面があろうかなと、こう思っております。どちらかといいますと、私は後者の考え方の中で今回招聘をしたところでありまして、事前にちょっとその話をさせていただきたい、このように思います。

あわせて、合併につきましては、当然スケールメリットを生かそうということで、それぞれの資源でありますとか、人材的な資源も、特に職員については、その資源についてエキスパートをつくらうという目標を持って今日まで掲げてきて、それぞれの立場で取り組んでいたのではないかなと、このように思っていますし、今日はより専門性が求められておりますので、なお一層そういう立場で職員も研鑽に励まなければならないと、このようには認識をしております。

そういった中で、今日、地方分権からさらに地方主権、こういうふうに進んでいる状況であるわけでありまして。要は、地方は地方の時代、地方の主権においてやり

なさいと、こういうことになっておるところであります、それぞれ市民の生活福祉向上をより図るためには、私は国や県、そういった中の、さらには世の中の情報でありますとか、あるいはそれらを的確につかんだり、あるいは正確につかみ、今後の将来の道筋を立てる、こういうことが非常に私は重要なときにきておるのではないかなと、このように思っております。

その上に立って、市の各種事務事業を推進する中で、特に私は県との密接な連携を図っていくことは極めて大切であると、このように考えております。特に、県政方針等、大きなパイプを繋ぐことによって、私が公約しておりますスピード感を持って市民の皆さんの各種施策に当たっていきたい、その推進については欠かすことのできないことではないかなと、このように思っております。

また、同時に、それぞれ市町間の競争な非常に激しい生き残りをかけてやっておる時代であります。他の市町より私は宍粟市がより前に出た施策を打ち出すときではないかなと、こんなところも考えておまして、そういう総合的に考えまして、県より幹部職員の招聘をしたところでもあります。

したがって、今申し上げました理由等々によりまして、企画部長に職員の中でふさわしい人材はおらなかったのかと、こういう観点ではなく、そういった視点ではなく、先ほど申し上げた視点で県とのより繋がりを強化する、さらに情報を素早くキャッチする、そういう役割を持っていく、そういうことが大事やと、こういうふうな観点の中で招聘をしたところでもあります。

したがって、私は今のポストは非常に重要なところでありまして、全ての部長職等々重要であります、極めて重要なポストの中で先ほど申し上げた理由で今後宍粟市の将来展望に向けてさらなる活躍を願っていただく、このことを思っておるところであります。

次に、国民健康保険の関係であります、とりわけこの保険税については、市民生活に直結したというんですか、非常に市民にとっても大きな課題であると、あるいは関心であると、このようには認識しております。

目指すべき方向は、私はおっしゃるとおり引き下げという方向は認識をしておるところであります。しかしながら、この事業については、先ほどお話のありましたとおり、特別会計で基本的には独立採算を基本として運営がなされておるわけであり、いわゆる加入者の医療費の増大などによって財源不足が生じる場合には、場合によっては保険税率を改正して財源を確保する、これを基本的な原則となされております。御承知のとおりだと、このように思います。

今後においては、特定健診の受診率を向上させるなど、疾病の早期発見、早期治療、それらによって医療費の抑制、これは努めなければならないと、このように考えておりますが、一般会計からの繰り入れに頼らず、将来持続可能で安定した国民健康保険事業会計の運営を図ることが非常に大切だろうと、このように考えております。したがって、繰り入れにつきましては、基本的には行うべきではないと、このような考え方であります。

資産割という考え方ではありますが、この制度発足当時の基本的な考え方でありまして、現在においてもそれに基づきまして国保税にその資産割という考え方で課税を行っておるところであります。この税に占める資産割の比率、このことについては、かねてよりいろいろ議論もなされておりますが、全国規模での負担比率が低い状況を勘案して、宍粟市の率も勘案しまして、平成19年度の全国平均が4.75%であると。それを参考にしながら、平成22年から順次その負担率を5%に近づけようということをやっておるところでありまして、今現在もその方向で取り組んでおるところであります。

今後におきましても、国保事業特別会計の健全な運営に努力をしながら、所得割との関連も十分精査し、資産割の税負担比率を見直す取り組みを続けていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。県幹部職員の受け入れについてですけども、いろんなポストがたくさんある中で、先ほども言いましたように、ナンバー3に当たるという一番大切なポスト、先ほども言いましたように、財政も人事もつかさどるポストということになります。参事という役職で、私はある意味でいろいろな場面場面で指導者的な立場でおられる、市政全体を見回して県の職員の感覚としてこの部分はこういうふうに直したらいいとか、そういうふうな指導者的な立場でお願いいただくについては、私はいいのかなと思うんですけども、ただ、部長を兼務ということになりますと、部長に実質的な権限が与えられるということになります。そういうことになると、やっぱり財政、人事というふうなところに県の方を配置するというのは、市長として自分の市政の独自性を出すという意味においても果たして相反することにならないのかどうか。そういうところを思います。

野球に例えられるのが、市長も好きですけども、私は具体的にもし野球に例えるとすると、市長が野球チームのオーナーであるとするれば、ある日突然、監督を代え

るに相当するような行為じゃないのかなというふうな思いも持ちます。そういうところから考えても、先ほども言いましたけれども、職員のやる気やとか、そういう部分に影響を及ぼすことのほうを私は逆に心配するんですけども、市長は逆に県とのいろいろな密接な関係ができることのほうをプラスに思われてましたけれども、私は何百人という宍粟市の職員がおられる中で、その職員一人一人のやる気であるとか、宍粟のために頑張ろうという気持ちであるとか、そういうものに影響が逆に出ないのかどうか、そういうところを心配しておりますので、もう少し具体的に市長が高橋参事を迎えるに当たって、高橋参事に具体的にこういう仕事をしてもらって、宍粟市をここまで持ってきてもらいたいんだというふうなことがあるのであれば、もう少し市民にわかりやすいように説明をしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） オーナーというような、野球で例えられておりますので、私はオーナーはある意味市民だと思っております。私は監督で全体を采配して、それぞれコーチングスタッフがあると、それぞれのところでそれぞれの役割を演じていただくと、このように感じておりました。私は市民の皆さんの負託に応えるように、精いっぱい指揮監督をしていきたいと、このように考えております。

その中で、企画総務部長、兼参事をその上についてと、こういうことでありますが、御覧のとおり組織機構を改革する中で、スリムな中で行政運営をしていこうと。しかも企画総務の中にはおっしゃったように財政、人事、さらにまた企画調整機能も持っております。当然職員全体の指導もそうでありまして、全体の総合調整もやらないかん、さらにまた各種情報を的確につかんで、それぞれの施策の進行管理もせないかん、そういう広い分野のところでもあります。それだからこそ、私はこれまで県で培ったノウハウをより一層将来の宍粟市のまちづくりに向けて生かしていただきたいと、私はそういうことを期待しております。

さらにまた、私も皆さん方と同じように、将来のまちづくりに向かってそれぞれ公約を掲げてきました。その実現に向かって、私や副市長やそれぞれのコーチングスタッフを中心にそれぞれ進めていきたいと。そのコーチングスタッフのリーダー的な役割として参事を迎えておると、このように御理解をいただいたらありがたいと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。私のほうは高橋参事と敵対関係になるうとか、

そういうつもりは一切ございませんので、ただ、私にしてみたら、あまりにも唐突な人事だというふうにとめていったので、同じいい宍粟市をつくろうということで逆に新しい、全く宍粟市を無色透明な形でまだ今は持っていておられると思いますので、そういうふうな形で私が気づかないところなんかはどんどん教えていただいて、なられた以上はしっかりと協力をしていって、よい宍粟市をつくっていきたいと思っております。

それと、国保税の関係ですけれども、毎年兵庫県が「兵庫の国保」ということでまとめておりますけれども、市長が一番新しい資料、平成22年度の分しか私はよう見つけなかったんですけれども、41市町兵庫県下ではあるんですけれども、1人当たりの国保税が41市町中何番目で、逆に支出の部分に当たる医療費というのが41市町中何番目というふうなところは、市長はつかんでおられますか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） ちょっと詳細になりますので、担当のほうから説明させていただきます。

国保税につきましては、41市町のうち5番目になります。高いほうから5番目になります。それと、負担のほうですけれども、これは平成23年度資料ですけれども、平成23年度、医療費がかなり発生しておりますので、順位としては1位ということになっております。

以上です。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 統計資料ですので、僕も平成23年度資料はよう見てないんですけど、平成22年度資料でいいましたら、国保税のほうは41市町中6番目、医療費のほうは41市町中39番目というふうなことになっております。

ずっと流れを全体として見てみなければわからないんですけども、でも、全体としては私もこの間「兵庫の国保」の中を見る限り、宍粟市の場合は、国保税については全体として高いほう、医療費については低いほうということで、ものすごく格差があります。ですから、全体として医療費と国保税に対する医療費、国保会計の全体の経費に対して国保税がどれだけ占めているかというふうな数値の中でも、約4割程度にとどまっております。それで、もう一つは、私たちが選挙前にアンケートをとっておりました中でも、452人からアンケートをいただきましたけれども、その中で31%の方が国保税が高い、暮らしの中で負担になっているというふうに答えておられます。

ちなみに紹介しますと、1位が上下水道料金、これについては既にもう今年度中に見直すというふうな方向性を示しておられます。2位が電気代でありますけれども、電気代についても、これはこちらで決められる問題じゃありません。3番目については介護保険料ということで、介護保険料も国民健康保険と結びついておりますので、これも大きな負担になっておるんじゃないかなと思います。

そういうことで、やっぱり市民の払う国保税については、こういう質問をすると、いつも担当なり市長は、特別会計なので独立採算が原則だと。その独立採算に見合うだけの税は払ってもらわな仕方ないんだというふうにおっしゃいますけども、先ほども言いましたように、この国民健康保険だけは今現在健康保険やとか、今、そこに座っておられる皆さんのように共済組合に入っておられる方でも、退職をすれば国民健康保険に入らざるを得ないんですね、ごく一部の方を除いては。ですから、この国民健康保険というのは、本当に市民ほとんどの方が一度はお世話になる、そういう保険なんですから、そういうことからいっても、一般会計から繰り入れをして国保税を引き下げる、負担にならない程度に引き下げる、こういうことがやっぱり大事になってこようかと思います。

それで、時間ありませんけども、また市長に見ていただきたいと思うんですけども、これは国保税が右肩上がりでずっと上がってきている。逆に国の負担が減っている。結局、国が負担を減らしているから国保税も上がってきているというのが実態なんですね。ですから、国がもう応援しないからということになると、誰が応援してくれるかいうたら、もう市が応援するしかないんですね。ですから、そういうことも含めてやっぱり国保の大きな目的ということを考えていただいて、是非市長も選挙の期間中は国保税が大変高いという声は聞かれておるとお思いますので、そのことに向けて努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（岸本義明君） 答弁は。

13番（岡前治生君） いいです、もう。

議長（岸本義明君） いいですか、はい。

以上で、13番、岡前治生議員の一般質問を終わります。

続いて、10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） それでは、議長の許しを得ましたので、通告をしております大きく3点につきまして、質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、公共施設等の再編等について、質問をいたします。

前回、質問の組織の見直しの中で、市長のほうから公共施設等についても見直しを検討したいとのことでありました。学校の耐震化も進み、一方、規模適正化あるいは統合によって小学校の廃校とか、その跡地利用とも大きな課題になっておると思います。あわせ公民館等の施設の老朽に伴う改修等も間もなく必要になってくると思います。ただ、幸いにいたしまして、土木部あるいは水道部のほうでは、インフラ面の整備ということで、橋梁等の長寿命化、あるいは上下水道の改修など、運営の削減にも取り組んでおられるところではありますが、一方、少子化により本市の人口も本当に減少しております中、サービスの質を落とさずに、地域あるいは仕組みをうまく、また小さくまとめていくことも必要であると思っております。

地域の、あるいは自治会ですけれども、の見直しも含め、先ほどの公共施設あるいは学校の統合等、あわせこの問題を先送りすることなく、この負の部分もしっかり対応すべきであると思っております。再編そして再生、廃止など10年、20年を見据えた計画的な対応が特に求められるのではないかなと、このように思います。市長の所見を伺います。

それから、次に2点目ですけれども、本市のエネルギー対策についてお尋ねをいたしたいと思っております。

本市のエコプランによりますと、木質バイオマスや水力、ソーラーもですけれども、いわゆる自然エネルギー導入を核として、エネルギー自給率を2030年までに70%に持っていくという大きな数値目標が掲げられております。この目標を達成するには、毎年2%程度の自給率を上げていかなければ、これはクリアできないと思っております。今後の具体的な取り組みについて、お尋ねをいたしたいと思っております。

また、企業誘致ということも総合計画等々で挙がっているんですけれども、なかなか誘致が難しい中でありまして。そこで提案なんですけれども、遊休地や休耕田を提供あるいは斡旋して、メガソーラー事業に企業等の誘致を図れないかと。また、その企業誘致が難しいのであれば、一般社団法人でもあります森林王国等とも連携しながら、観光計画でも観光ステーションというようなことが計画されておりますけれども、そこに木質バイオマスや水力、そしてソーラーなどの実証施設を整備して、これは当然もう一宮で実証された経緯もあるんですけれども、費用対効果も十分検討しながら、施設を見学させるだけではなく、売電といいますか、電気が売れる、そして本物の施設を設置できないでしょうか。このことによって、雇用の場にも繋がるのではないかなと、このように思います。

もう1点、電力会社以外、いわゆる関西電力以外で電気を小売りしている、売電

している特定規模電気事業者、新規電気事業参入者なんですけども、が全国に90社余りあります。本市は㈱エネットと契約していますが、その削減効果は年間1,000万円程度であると、このように聞いておりますが、いわゆる契約できるといいますか、これは契約電力が50キロワット以上で高圧電線路等から受電している施設が対象であると言われております。本市の施設、今1,000万円と言いましたけども、それ以外に契約されていない施設がどれぐらいあるのか、それについてお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、3点目ですけども、ヤマビル対策についてお尋ねをいたします。

ここまで山林が適正に保育管理されなかったため、シカ、イノシシ、そしてクマなどの鳥獣の被害が発生しております。駆除につきましても猟友会員の皆さん方の高齢化やら、あるいは後継者不足等々によりまして難しい状況であり、残念ながら獣害による損害額は増加しております。このことにつきましては、ここまで同僚議員からいろいろ質問があったわけなんですけども、また次の機会に質疑をしたいと思っておりますけども、そこで、今いろいろ問題になっておりますヤマビル対策についてですけども、当波賀町でも南部といいますか、北部のところにも入ってきているんですけども、シカ等が増加したことによるのか、鳥獣の被害の増加に伴いヤマビルの生息、また範囲が広がっております。田畑などの農耕地はもちろん住宅地にまで出現しております。日常生活にも支障を来しております。しかも地元の住民にとっても大変ですが、都会からのお客さんにとっても残念ながら大きなマイナス要因になるのかなと、このように思います。

そこで、このヤマビルの生息状況、あるいはその対策についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 私のほうからは、公共施設の再編に関する御質問に対して御答弁申し上げたいと、このように思います。

ただいまお話のありましたとおり、公共施設の更新のあり方については、宍粟市の将来の推計人口でありますとか、あるいは財政収支の見通しなどを踏まえながら、老朽化等による施設の更新を計画的に進めなければならないと、このようには認識しておるところであります。

さらにまた、宍粟市の課題であります少子高齢化あるいは過疎化の中で、私はこ

れからのまちづくりを進めるに当たっては、いわゆるコンパクトシティという大きな概念の中で構想の基本に置かなくてはならないと、このように考えております。広い市域の中で公共施設を点在さすというのは、なかなか今日的には非常に厳しいのではないかなど。そういう意味ではコンパクトにまとめたまちづくり、あるいは施設を集約した、こういう概念が非常に重要になってくると、このように考えております。

その中でも、特に市民の皆様の利用頻度が非常に高い市民局、施設、あるいは生涯学習センター施設及び保健福祉センター施設では一部建築年から相当の年数が経過しており、施設の維持修繕をしなければならない今日に至っている状況であります。そういった長い年月の中での施設もあるわけでありまして。これらの中で、市民局施設と生涯学習センター施設等のあり方の方針を先行して策定していきたいと、このように考えております。

これまでも公共施設のあり方検討会議プロジェクトの中で検討をしてきたわけですが、私は、どちらかと申し上げますと、集中的な議論の中で施設も集中させてということで、市民局と生涯学習センターを先行して策定をいきたいと、このように考えております。その施設の更新に当たっては、市民の利便性を高めるために現在、先ほど申し上げました点在している施設の機能の集約化をどう進めていくのか、さらに宍粟市の将来人口の減少や推移、限られた財源の中で新たな視点に立って適正な配置、どうなのか。こんなことを検討して、さらにまた市民サービスの向上、あるいは効果・効率、そういった行政運営の視点も盛り込んだ方針案を策定してまいりたいと、このように思っております。その案ができましたら、議員の皆さんや市民の皆さんに提案をしながら対応する中で、より実行に移していきたいと、このように考えております。

さらに、学校の跡地利活用につきましては、検討の優先順位としては、これまでも何回かお示しがなされておるとは思いますが、第1には市の施設としての活用、2番目は地域づくりの拠点施設としての活用、3番目は民間での活用、この大きく三つとしておりまして、この考え方をもちて地域の皆さんの意向を伺いながら利活用のことも進めてまいりたいと、このように考えております。

さらに、自治会の見直しのお話もありましたが、自治会はまさに市と一体となりまして、車の両輪のごとく市民の皆様の安全・安心のまちづくりであったり、あらゆる分野の中で大きな役割を担っていただいております。あわせて地域主体のまちづくりも積極的に御尽力をいただいております。

今日の宍粟市の状況、将来のことも考えますと、これからはコミュニティーのあり方を含め、それらも大きな課題と捉えておりまして、先ほど申し上げましたように将来コンパクトなまちづくりをする中で、住民自治の組織のあり方、あわせて検討する必要があるだろうと、このように考えておりまして、今後、私自身の大きな課題と、このように捉えておるところであります。

私は、それらの大きな課題、とりわけ少子化・高齢化・過疎化、それらがあるわけではありますが、宍粟市に住み続けたい、住みたい、そう思っていたような将来へのまちづくりへの道筋、それをつけることが私の責務であると、このように考えておりまして、邁進をしていきたいと、このように思っております。

その他の御質問に対しましては、参事、担当部長よりお答えをさせていただきます。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 続きまして、2番目の宍粟市のエネルギー対策について、少し具体的な内容もお答えをさせていただきますので、私のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1番目に、アクションプランで掲げております2030年までに自給率を70%確保するということの取り組みの状況、それから2番目に、メガソーラー事業と自然エネルギーを活用した企業等の誘致を積極的に進めるべきじゃないか。また、本市が取り組んでおります環境施策、自然環境あるいは観光施策、それが一体となった取り組みができないのかということの質問でございます。関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、アクションプランに掲げておりますエネルギー自給率の70%の目標について、お答えをさせていただきます。

現在、目標の達成に向けまして、再生可能エネルギー、太陽光発電、太陽熱温水器、豊富なバイオマス資源の積極的な利活用等につきまして、積極的に導入する施策を実施しております。

平成24年度の達成率につきましては、42%の達成率となっております。今後の取り組みといたしましては、これまでの取り組みを継続して、より積極的に推進することはもとより、今後はバイオマスの発電あるいはバイオマスのボイラーの導入を研究をするとともに、調査では市内10カ所程度、小水力発電の適地があるということの調査結果も出ておりますので、あわせて推進をしたいと思ひます。

これらの河川の詳細調査を進めるとともに、工事費が億単位というかなり工事費

的には巨額になりますので、関係自治会あるいは企業等に事業内容、費用負担、収支の予測等については十分説明を行いながら、事業に取り組む意向のある自治会等に対しては、事業実施に向けてアドバイスあるいはサポート体制を今後整えて対応していきたいというふうに思っております。

また、2番目のメガソーラー事業等を導入することによりまして、企業誘致等々の取り組みでありますけども、現在のところメガソーラー、いわゆる1,000キロワット以上の発電の設置につきましては、約2ヘクタール規模の土地が必要であるということになっております。日照時間の問題とあわせまして、適地確保が非常に大きな課題ということにもなっております。今年3月に一宮町の事業者が設置をされました太陽光の発電施設はメガソーラーの半分の500キロワットということで稼働しておりますけども、現在までのところ、確認をしましたら、計画どおり発電をされておるといふ実績になっております。必ずしもメガでなくても、事業ベースに乗ることが検証されつつあるという実績になっております。

また、同一宮町にメガ規模の太陽光発電の計画も具体化に向けて検討、協議されておりました、いよいよ民間活力が宍粟市に入って、自然エネルギーの利活用についての開発が始まってきたなというふうに理解をしておるところであります。

このような状況とともに、再生可能エネルギーの取り組みといたしまして、地域が自ら取り組み、その収益を地域活性化に投入できる先ほど言いました小水力の発電を今後推進したいと考えており、一つでもモデルができないかなというふうに考えておるところであります。

今後、適地とされている河川の詳細な調査を行い、どのような施策を講じれば導入が容易になるか、調査・検討を進めていきたいというふうに計画をしております。

また、木質のバイオマスに関しましては、引き続きペレットボイラーやストーブの導入を促進しながら、森林資源に係る事業の活性化に努め、御指摘のとおり、少しでも企業が参入をしていただき、産業として成長させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくしたいと思います。

また、宍粟市がこれから進めてまいります観光施策、これにつきましても恵まれた自然を利活用するということがベースになっておりますので、自然のエネルギーを利活用した施策とあわせて、観光としても今後連携をとれないかなということも含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、特定規模電気事業者と契約ができる施設がほかにないのかという御質問につきましてお答えをさせていただきます。

現在、50キロワット以上で高圧電線路等から受電している施設は、市内で全部で59施設となっております。そのうち新電力事業者と契約している施設は36施設となっております。残りの23施設につきましては、関西電力のほうから供給となっております。理由といたしましては、それぞれの施設の電力の使用状況によるものでございます。

今年の2月に、新電力の導入を検討しました際に、59施設一つ一つにつきまして、新電力を導入することのメリットがあるかどうか、節約効果があるかどうかということにつきまして試算をいたしました。その際に、各施設の電力の使用状況を調べてみますと、契約の電力量に対しまして使用電力の割合が高い施設、いわゆる24時間稼働しているようなクリーンセンターでありますとか、浄水場などの施設につきましては、24時間安定的に電力を供給できる関西電力のほうの方が安いという結果を得られましたので、この23施設につきましては、引き続き関西電力との契約を継続しているという状況でございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） それでは、私のほうからはヤマビルの対策についての御質問にお答えさせていただきます。

市内におけるヤマビルの生息状況でございますが、聞き取り調査等によりますと、市北部の標高の高いところを除いてはほぼ全域で生息が確認されております。ただ、同じ集落内でも谷によって生息しているところとそうでないところもあります。正確な生息範囲は現在のところ把握はできておりません。

媒介動物としましては、先ほどおっしゃったようにシカ、イノシシ、サル、タヌキ等、ほとんどの動物によって生息域を広げていると言われております。当然、駆除についても継続していくことは重要であります。現在のところ、ヒルによります対策としてましては、誘因行動の後、殺ヒル剤を散布する方法がありますが、効果は一時なため、乾燥と直射日光に弱いということから、風通しをよくし、直射日光が差し込むようにすることが効果的であるということが言われております。

御指摘のように、森林のみならず農作業中に被害に遭った、また、観光等で来訪された方々でも被害に遭ったということを知りまして、大きなマイナス要因であると危惧しております。

市としましては、現状におきまして農地、山林においても風通しをよくするとともに、地表にまで日が差し込むようにしていただくというように指導していきたいと考えております。

また、いろんな研究がなれておりますが、その研究成果をもとに新たな対策についても注視していきたいなと考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の公共施設等の再編について、市長のほうから丁寧な答弁があったわけでございますけども、これ他市ではこういったことを既に計画されているようなところもあるようでございます。差し迫った問題ではないんですけども、10年、20年、そういうスパンで考えた場合にはやはりやるべきではないかなと。といいますのも、そういうマニュアルというんですか、指針いうんですか、計画になるんかかわかりませんが、そういうことを今することによって、いわゆる地域の課題なり等々も見えてくるのではないかなあ、このように思うわけでございます。

先ほど自治会の話も出ておりましたけども、確かに市と一体になってやっているんですけども、協力いただいておりますけども、そこにはやっぱり子どもいうんですか、世代が減って行って、人口が減って行ってなかなか限界集落を超しているようなところもあるわけでございますので、その辺も含めまして、きっちり計画とまでいかなくても、せめてガイドラインとか、そういう方向性をつけていただいたらなあ、このように思うわけでございます。

廃校の跡地利用にしても市がやるとか、あるいは民にやらせるとか、あるいは地域でとかいうような話があったんですけども、そこにはきっちり市もリーダーシップといいますか、関与していただかないとなかなかこれは問題が出てくるんかなあ。しかも後の運営ということが出てきますので、結局最終的にはもうあかんようになって5年後につぶしたがるようとか、そういうことにならないようにきっちりお願いをしたいなあ、特に思います。

それともう1点、これは通告してませんけども、いわゆる投資的な経費といいますか、ハード事業への、これは建物、公共施設のことも関連はするんですけども、それにつきまして、やっぱり今後は将来の財政的な、財政収支のことも言われましたけども、財政的なことも勘案しながら、きっちり使えるものは使うといいますか、補修できるものは補修していくと。あるいは民でできることは民に協力していただ

くと、こういうことをきっちりしていかなければ、将来に負担を残す。そういうことで、今回の補正に上がっておりますけども、千種の認定こども園の話にしても、今回、国県の補助を最大限利用するということで、国県の補助をいただきながら、そして市の随伴補助を出すということで、当初予算が計上されていたんですけども、今ではそれが今回の補正で2億3,000万円ですか、が削減といいますか、減額になっておるわけなんですけども、この辺につきましても千種あるいは波賀につきましても、過疎債というような有利な起債があるわけでございます。また、平成32年までは合併特例債というようなことがあるんですけども、いずれにしても先ほど言いましたように、国県の補助をいただいて起債を充当するのと、そうじゃなしに全額その起債を充当するのと、やはりそこにはどうしても一般財源の持ち出しというのが増えてくると思うんです。ですから、一本算定であと3年ですか、交付税が約19億円、昨日の一般質問の答弁の中でもありましたけども、19億円というような大きな金額の普通交付税が減るということなんで、その辺も踏まえ、これは答弁はいいんですけども、きっちり対応していただきたいなあと、このように申し添えておきます。

それから、2点目のエネルギーについてでございますけども、現在42%ということなんですけども、この自給率というのはどのような計算をされたのか、前もお聞きしたかもしれませんが、再度お願いしたいんですけど。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 計算の方法については、今ここに資料を持ってきておりませんので、具体的にはちょっと御答弁をようしないわけなんで、また終わりましたら、お示しをさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、エネルギーの保存量、いわゆる宍粟市にあるエネルギー、それをいかに利用しているのかという、その利用率になってきますので、後ほどまた計算式等、状況について、あるいはまた2030年の目標値等についての調査も昨年度、方向性をしましたので、その辺のデータもまた提出させていただきたいと思えます。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） ということは、現在42%ということで、2030年、あと17年後ですか、にはもうこの70という数値はクリアできるということの、その理解でよろしいんですね。はい、わかりました。

それで、これも提案なんですけども、例えば確かにこのソーラーというのは、私も

今ちょっといろいろ研究しよんですけども、日照時間とか位置とか高さとか、いろんなことが調査して100%発電できるところ、効率が悪いところというようなことは聞いておまして、宍粟市はこんな中山間地でありますので、なかなか適地はないかもしれませんが、やはり一番イニシャルコストというんですか、最初の設備投資は要りますけども、あとはやっぱりクリーンエネルギーというのはほとんど太陽の光をもらうわけなんで、簡単にといいですか、電気が起きると思います。

そこで、宍粟市はもっと、70%の自給率を目の前にしてエコといいますか、自然エネルギーを最大限に利活用した先進地であるというようなことをPRもしていただきたいと思えますし、また、あわせ先ほど森林王国の話もしたんですけども、この辺と連携をしながら、これは高橋参事は御存じだと思えますけれども、県民債ということで、これは兵庫県が住民参加型太陽光発電事業ということで淡路環境未来島債というような県民債を県が発行して、それを一般社団法人であります淡路島くにうみ協会に委託して、その資金をそこへ充てて、大規模メガソーラーシステムをやったというようなことを聞いておりますので、宍粟市民債の発行もですけども、やはりもっとふるさと納税もほかのホームページ見ると、もうちょっと納税してふるさとのために尽くしたいなあというような、そういう思いのホームページが載るとるように思えます。ですから、宍粟市も悪いとは言いませんけども、その辺をきっちりといいますか、編集といいますか、対応していただいて、できるだけそういう宍粟市にゆかりのある人、あるいは宍粟市民はもちろんですけども、ふるさと納税ということで寄附をしていただけないかなあと、このように思います。いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 今お話がありましたとおり、今後の取り組むべき大きな宍粟市としての責任の課題だというふうに思っております。先ほどお話をさせていただきましたとおり、それ以外にも太陽光発電につきましては、まだ具体的なお話ではないんですけども、1、2候補地にどうかというお話もちょっと聞かせていただいたり、市内の事業者の方がバイオマスの破材を利用したボイラーを設置したいんだということで、いわゆる国県の補助がないかなというようなことも具体的なお話も聞かせていただいたり、先ほど言いましたように、市のほうが主導するんでなく、やはり事業者の方がどしどしそういうふうなお話を持ってきていただいた状況になって、非常に喜ばしい状況だというふうに思っております。

また、昨日、議員さんのほうからありました真庭市の銘建工業、あそこと比べれ

ば、宍粟市なんかは今のところ規模的には及ばないわけなんですけども、宍粟市は宍粟市のやり方、それによって先進地を目指していくというような取り組みは今後とも続けたいというふうに思っております。積極的なPRも含めまして、先ほどありましたように、ふるさと納税につきましても今2,000万円余りいただいておりますので、自然の活用、そういうことについて具体的に御指摘ありましたように検討を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） それでは、次の質問に入らせていただきたいと思っております。

先ほど高橋参事のほうから、59施設あって、まだ契約してないといいますが、その電気を利用していないという箇所は23カ所あったわけで、確かに24時間とか、そういう場合にはという説明を受けたんですけども、24時間いいますと、病院なんかもそうかと思うんですけども、病院も23もありませんので、あと例えばやっぱりこれ施設ごとにきっちりそれは検討されているということなんですか。例えば、私、千種のエーガイヤなんかはこれに入ってないんじゃないかなと思うたりもするんですけども、その辺どうでしょうかね。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 今年の2月に新電力を導入する際に、一つ一つの施設につきまして、それぞれ試算をいたしまして削減効果が見込めるか見込めないのか、引き続き関電のほうの方が安くあがるかどうかということの一つ一つの施設について点検をしております。エーガイヤにつきましても点検をしております、ここも負荷率が31%ということで、概ね20%以上の負荷率のあるところは導入をしますと、逆に高くなるという結果になっております。全ての施設において点検をした結果でございます。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） それでは、最後の質問をさせていただきたいと思うんですけども、ヤマビルについてですけども、先ほど部長のほうから説明があったわけですけども、私、観光客の入り込みの多いとこというんですか、そういう箇所だけでも、周囲の看板いうんですか、あるいはヤマビルが来ないように備えてくださいよとか、そういう看板の設置は、範囲が広いんであれですけども、特にそういう観光施設に関連してとこはすべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 先ほど言いましたように、いろんなところで研究もされております。天敵等はないかとか、そういうのもまだ結果的にはなかなか出てないという状態なんで、一番いいのは駆除するのが一番いいんですけど、先ほどおっしゃったように観光でよく来られるとことか、一般の方が入られるところについては、今後各々の担当施設等と協議する中で検討はさせていただきたいと。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で、10番、藤原正憲議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 4番、大畑です。議長の許可により一般質問を行います。

大きく2点の質問をさせていただきます。

まず最初ですが、二酸化炭素の発生を少なくする社会づくりや資源を循環する社会づくりの推進について、質問をいたします。

世界や日本の各地ですさまじい豪雨による水害が起こる一方で、干ばつや水不足で苦しむ地域が出るなど、地球温暖化による異常気象が深刻な問題となっています。今、私たちが未来に向かってしなければいけないことは、二酸化炭素の発生を少なくする低炭素社会を進めることでもあります。この社会を実現するためには、行政、市民、産業など、社会のあらゆる部門が選択や意思決定において、二酸化炭素の排出を最小化する社会システムに変えることでもあります。

とりわけ、私は宍粟市における事業選択や政策決定に際しても低炭素社会、あるいは資源循環型社会づくりを強くイメージした施策や行動を推進すべきだと考えております。また、この取り組みを通して宍粟市行政や市民に多くの利益をもたらすものと確信をいたしております。そういう観点から、市当局の見解を伺います。

まず、1点目ですが、森林に関してです。

6月議会でも触れさせていただきましたが、市はこれまで森林の間伐施業による

CO₂吸収や木質バイオマス利用によるCO₂の削減など、温室効果ガスの削減に取り組んでおられます。しかし、問題はこのCO₂吸収や削減の取り組みなど、地球温暖化対策と雇用や地域経済対策を一体的に捉えるシステムづくりができていないことにあると考えています。市の第2次行革大綱の取り組みの項目の一つでもありますオフセット・クレジットの認証取得について、いまだ取り組みが十分ではないというふうに考えます。この問題につきまして市長の見解を伺います。

2点目は、農業に関してです。

御案内のとおり、農産物の地産地消の効果は消費者には安全・安心、新鮮で旬な味を届ける、あるいは子どもたちへは食育や農業理解を深めていく、そのことを通じて地域農業を活性化する効果、あるいはまた耕作放棄地の防止や田園風景など景観保全などに多様な効果を持つものと考えていますが、それに加えまして身近な食べ物の消費や利用は遠くから運ばれてくる食べ物を使うよりも、輸送にかかるエネルギーやCO₂の排出を軽減できると思います。地産地消はまさに低炭素社会の具体的なイメージに合致する行動です。農産物などの地産地消について、どのような施策をお持ちなのか、市の見解を伺います。

3点目は、ごみ処理に関してです。

ごみ減量、再資源化の推進も資源循環や低酸素社会づくりにとって重要な施策です。その具体的方策について伺います。

宍粟市は、一般廃棄物処理基本計画を定め、ごみの発生抑制、再資源化についての数値目標を定めておりますが、現状においてどのように評価されているのか、お尋ねをいたします。

二つ目に、ごみの発生抑制、再資源化を進めるために、私はあらかじめ六つの方策について提示をさせていただいております。それぞれについて見解をお伺いいたします。

ごみ問題の三つ目は、ごみの18分別への変更、あるいは中間処理施設がにじはりに変わるなど、収集運搬も相当長距離になっております。こういうことにより、環境負荷や収集運搬経路にかかる経費は増えているというふうに考えます。今後、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ、CO₂をより低減し、経費を削減する収集運搬体制を構築できないか、見解をお伺いいたします。

二つ目の質問でございます。

障害者がもっと働ける社会をというテーマで質問をしたいと思っております。市長に見解を伺います。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、全ての事業主は法律で定める率以上の割合で障がいを持つ人を雇用する義務について定めています。障害者雇用を進めていく根底には、ともに生きる社会を目指す理念があります。障がいを持つ人がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが何よりも重要であると考えます。

宍粟市障害福祉計画にも雇用促進への数値目標が示されていますが、私は内容が不十分であるというふうに考えています。取り組みの現状や課題、今後の方針などについて、見解を伺います。

最後に、障害者就労施設などからの物品、役務提供などの調達の推進を図るための法律が整備をされました。先ほどの雇用の促進とともに、より自立した生活を営めるよう、施設などで懸命に働いておられる障害者の皆さんの工賃の向上等を支援する取り組みが必要だと考えます。

この法律では、とりわけ、行政の率先行動をより一層進めるということが要請されています。このことに対して宍粟市はどのような方策を考えているのか、お伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま大畑議員さんのほうから大きく2点の御質問をいただいております。

1点目の環境に関する課題等々であります。今年の夏は殊のほか暑い夏でありました。35度以上が連日続いたということで、県内でも11日間というような状況で、かつてない状況でありました。さらにまた、全国を見ますと40度を超えると、こういうところが13カ所だったと思いますが、そういうふうな猛暑日が連日続いております。さらに兵庫県でこの夏一番暑かったのはどこかということで、新聞報道もありましたが、我がまちの宍粟市でありました。その場所は一宮のセンターいちのみやに観測所がありまして、そこで測定をしておるわけではありますが、何と38度2分、こんな状況でありました。まさに私たちが子どもの時分から本当に経験のしたことない、こんな状況が近年続いておる、このように思っております。地球温暖化の影響が本当に迫っている感じが肌で感じるわけであります。

日本においては、いわゆる温暖化対策における森林吸収源対策として強く進めるべく各種施策が国として進められておりまして、御案内のように京都議定書の約束

としてもそれぞれの義務を負っておるところであります。

そういった中で、宍粟市においても小さな活動でありますが大変な部分であると、こう考えておるわけではありますが、全ての面というんですか、全ての施策の中で、いわゆる持続可能な循環型社会の構築、このことは非常に大事だと思っておりますし、環境に優しいまちづくり、このことは進めなければならないと、この認識もこの夏のこと通じながら、感じておるところであります。

そこで、御質問のオフセット・クレジットの関係であります。特に森林経営活動については、現在、一宮の東河内生産森林組合や株山で取り組んでいただいておりますが、この制度による企業側に対する強制力という面では確立されているとは言えない状況にありまして、国レベルで買い手が伸び悩んでおる状況であると、このように承知しております。

市としての制度の普及については、今後、国に対しても要望していく必要があると、このように考えておりますが、今後あらゆる機会、場所を見極めながら、それぞれのところに働きかけていきたいと、このように考えております。

また、このオフセット・クレジットの方法論のうち、宍粟市では森林経営における取り組みがいわゆる大きなウエートを占めておるわけでありまして、現在、宍粟市の市有林は全体で約4,100ヘクタールあるわけでありまして、そのうち約2,900ヘクタールについては、森林認証制度の認証を既に受けておりまして、J-VERでの取り引き条件となる一つの項目は完了している状態であります。

林業再生に向けてこの間、あるいは林業施策の取り組み等をあわせながら、今後とも引き続き森林整備に努めいかなければならないと、このように考えておりまして、そのような状況の本市にとって市有林のオフセット・クレジット制度の活用、このことを含めて早急に研究をしていきたいと、このように考えております。

次に、地産地消の関係であります。宍粟市では宍粟市の直売所がそれぞれあるわけですが、ネットワーク協議会を通じて個々の直売所のイベントの支援がありますとか、直売所間の物流連携、それによりまして販路拡大等々に取り組んでおる状況であります。

昨日の高山議員の質問等でもお答えをさせていただきましたが、小規模農家や高齢者が手軽に取り組めるための少量多品目生産による農家所得の向上や安心・安全の農業の推進、そういった観点からも直売所の会員のみならず、市内農家を対象に有機農業講座の開催などを行っておる状況であります。

また、昨日も申し上げましたとおり、「畑の教科書」というふうな概念の中で、

そういったものを作成することによって拡大を図り、地産、地消、そういったところへ繋げていく必要があるだろうと、このように考えております。

さらに、新たに地域環境の改善も視野に入れ、竹パウダーの農業への活用方法など、農産物に付加価値をつける対策をJAや普及センターと連携しながら調査研究を行うこととしております。

農業分野においても、当然環境に優しい低炭素社会づくりの取り組みをしていくこと、このことも重要なことと捉えております。同時に、農産物の付加価値を高めるためには、市内で生産された農産物を活用した特産品の開発、6次産業も含めてありますが、そういった支援、こういうことも引き続き取り組んでまいりたいと、このように思います。そういう中から循環型社会づくりへの構築に一步步近づけていきたいと、このように思います。

さらに、教育委員会では、将来を担う子どもたちのためにということで、知る、あるいは楽しむ、大切に作る、こういった3本柱に基づきまして地元の食材等々を使いながら、また地元の農家の皆さんとの協働によって、いわゆる地元農産物の理解を深めていただいて、地産地消へと繋げていきたいと、このように考えておりますし、給食センターの中でも地産地消という概念の中で、昨年度は70%のいわゆる地産あるいは地消と、こういう概念の中で進めておると、こういうことであります。当然米は100%であります。野菜等々につきましても、そういう状況で、さらに地産地消を進めていくということで進めておるところであります。

2点目の障害者の雇用の関係であります。御提案のありましたとおり、ともに生きる社会の構築、このことは非常に重要な部分でありまして、人権を尊重した明るい地域づくりでありますとか社会づくり、これは当然欠かすことのできない大きな施策であると、このように考えておりまして、ともに暮らすという概念の中で今後も施策をあらゆる分野のところ根底に据えながら進めていく必要があると、このように思っておるところであります。特に、障害者の雇用促進につきましては、現在事業所やハローワーク等と連携をしながら支援を行っているところですが、なかなか雇用には結びつかない現状があるのも事実であります。

大きく2点の課題があるのかなと、このように考えておりまして、1点目は障害者が求められている仕事と企業が求める仕事、このギャップが大きいこと、この点が1点目にあるのかなと、このように考えております。

2点目は、企業において、障害者雇用に対する理解、この部分の不足が一部あるのかなあと、このように思っておりまして、これはともに生きる社会という、いわ

ゆる理念的な部分でも今後大いに啓発をする必要があると、このように考えております。

また、福祉就労については、本年度事業所は1カ所増え、5事業所において就労支援を行っておりますが、今後とも事業所の拡充にも取り組んでいきたいと、このように考えております。

次に、障害者就労施設等からの物品等の調達等々の御質問であります。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、これは障害者就労施設等から国や地方公共団体等が率先して物品等の調達を推進するよう、平成25年4月1日から施行をされております。これを受けまして、宍粟市においても、その法律の第9条の規定に基づきまして調達・推進方針を策定し、関係部署でそれぞれ連絡会議するなどして、調達の対表品目を検討しておるところでありまして、今後、それらを踏まえて全庁的に調達を推進していきたいと、このように考えておるところであります。いずれも法律の趣旨等々に鑑みながら、市としての行政としての役割に応えていきたいと、このように考えております。

なお、具体的な質問もたくさんありましたので、この答弁については担当部長よりお答えをさせていただきます。

以上であります。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） ごみの減量、リサイクルの推進につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の発生抑制、再資源化の数値目標と評価についてでございますが、宍粟市一般廃棄物処理基本計画というのがございます。その中の平成24年度の数値目標で1人一日当たりのごみ排出量の目標値につきましては701.6グラムを目標としております。実績につきましては682.87グラム、またリサイクル率の目標値につきましては22%に対しまして実績23%となっております。ごみの減量化、リサイクル推進の効果が少しあらわれたのかというふうに評価しております。

次に、2点目の発生抑制、再資源化を推し進める方策のまず1点目ですが、店頭回収について、市内のスーパー等では資源化物の回収箱を設置され、トレーや牛乳パックなどの回収を実施されておられます。これは消費者の利便性を図るとともに、ごみの減量化と資源の有効利用を目的に自主的に取り組まれておるものでございます。市としましても、新分別の自治会説明会等で店頭回収の利用をお願いしてきたところでございます。今後も店頭回収の利用を推進していきたいというふうに考え

ております。

2点目の資源ごみの拠点回収施設の設置についてでございますが、ごみ全般分別収集につきまして、2年前に宍粟市ごみ分別収集計画検討委員会というのを立ち上げさせていただきました。メンバーとしましては、各町の自治会長会代表の自治会長さんと各町の環境保全協議会の皆さん、そして商工会、それから事業所代表、それから廃棄物処理業者組合からも出てきていただいております。それと公募で申し込んでいただいた方、18名ということで委員会を立ち上げております。その委員会でごみの収集についてステーション回収、コンテナ回収等々検討をしていただきました。その結果、設置場所、そしてまた高齢化が進む中でごみ出し等手段を考えますと、現行のステーション回収及び袋回収がベターであるとの提言を受けております。その提言に基づきまして現在実施しておるところでございます。したがって、新しく拠点回収というのは市としては考えておりません。

次に、資源ごみ専用袋についてでございますが、資源ごみ袋は排出者の利便性を考慮してつくったものでございます。ごみ減量化を促進するためにも排出者に一定の御負担をいただきたいと考えております。指定解除につきましては、先ほど御説明申し上げましたけども、ごみ出しをするのに従来の袋がいいというところから現在やっております。指定を解除するというについては考えておりません。なお、再資源化につきましては、ごみ袋、これにつきましては容器包装リサイクル法の適用外になっておりますので、再資源化はできないということになっております。

次に、回収したアルミ缶を障害者支援施設に搬入せよとの御意見でございますが、現在、にしはりまクリーンセンターのほうに持って行っております。このにしはりまクリーンセンターを計画する中で、各構成市町が収集するごみは全て施設に搬入するというところで現在の規模になってございます。もちろん資源ごみも含めてのことでございますので、現在、市が収集したものを違う場所に搬入するというについてはできないというふうに考えております。

次に、グリーン購入の啓発及び推進についてでございますが、グリーン購入とは製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入するというところでございます。消費者自身も無駄を排し、ごみの減量、環境への配慮行動をとる上でもとても重要な取り組みであるというふうに考えております。市としましても、古紙100%のコピー用紙を使用するなど、率先した取り組みをしておりますけども、これで十分とはまだ考えておりません。今後はグリーン法に適合する商品の購入に一層取り組むとともに、市民への啓発も十分に行っていきたい

というふうに考えております。

次に、フリーマーケットやバザー等の市民活動についてでありますけども、これらの活動は大量購入、大量消費が行われる中で、もったいないという消費者の思いから生まれてきた資源循環型社会構築に向けた市民の活動でございます。ごみとして排出される中にはまだまだ使用できるもの、商品価値があるものがたくさんございます。ごみとして排出される前に資源の有効活用を推進することは大変重要と考えております。今後、イベントの企画担当部署とも連携をとりながら、活動の機会、場所の情報提供を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、環境教育啓発についてであります。学校ではリサイクル活動、クリーン作戦、環境美化看板の作成等、実践活動が行われております。また、小学校3・4年生では教育用副読本を活用しながら環境体験を取り入れ、ごみの減量化、再資源化の大切さを学んでおられます。にしはりまクリーンセンターでは、施設見学を受けており、ごみの減量化・再資源の啓発を行っております。また、地域での清掃活動、PTAの集団回収等に参加することにより、環境問題、環境保全の必要性を理解していただいているというふうに考えております。また、千種中学校におきましては、千種高校と中高一貫教育の中で不法投棄の回収作業もされているというところでございます。

最後に、環境負荷を低減する収集運搬体制についてであります。新分別収集計画を検証する中で、地域の実情やごみ量等により、ごみステーションの統合、収集方法の見直しをする場合、環境負荷や経費の節減を視野に入れた収集運搬体制をもあわせて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 私のほうからは障害福祉計画に示しております雇用促進への取り組みの状況についてお答えをさせていただきます。

主なものにつきまして、まず福祉施設から一般就労への移行につきましては、平成24年度1名の方が就労をされております。また、就労移行支援につきましては、平成24年度計画は5人でありましたけども、今3名の方が利用をされております。

また、就労継続支援のA型につきましては1名の方が、それからB型につきましては、平成24年度計画値80人に対しまして83の方が通所就労されている状況でございます。

なお、平成25年度の状況におきましても、B型につきまして市内で1カ所増えて

おりまして、市外の事業所も合わせますと現在約89名の方が通所就労をされている状況でございます。

また、市役所での雇用状況でありますけれども、現在13名の方の雇用となっております。それから、計画外でございますけれども、今現在、西播磨障害者就業生活支援センター、ここを通じた相談支援も行っておりまして、平成24年度に2名の方が就職をされております。本年度、平成25年度につきましても数名の方が今現在求職中であるという状況でございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） それでは、2回目の質問に入らせていただきますが、オフセット・クレジットの問題につきましては、市長のほうから早急に研究に入るといふ御答弁をいただきましたので、是非その方向でお願いをしたいと思います。同僚議員からも後ほど質問がございますので、そちらのほうに譲りたいと思います。

二つ目の地産地消のことについて、再度お尋ねしたいわけですが、私、最初の質問でも申しましたが、消費者行動をこれはしっかり転換をしていかないと、なかなか地産地消、せっかくいい産物が陳列されていても、消費者がそれを求めなければなかなか進んでいかないというふうに思いますので、その消費者あるいは生産者の顔の見える関係をもっともっと築いていく必要があるんじゃないかなというふうに捉えております。

将来的には、その商品の表示、あるいは商品の情報の表示のところに環境表示なんかが出てくる時代が来るんじゃないかと思います。CO₂の見える化というような話もありますが、一つの作物に対してどのぐらいのCO₂が発生したのかというようなことも記載される、情報として提示される時代が来るんじゃないかというふうに思っております。

そういう観点から、先月でしたか、姫路市の取り組みが新聞で紹介をされておりました。ここは休耕田対策、農地の保全対策の一環としてファーマーズマイレージ、要はその一つの農産物が生産されるのにどれだけの農地が必要であったかということのポイント化しているそうなんです。そういうものが旬菜蔵とかに並びまして、それを表示しているそうなんです。それを購入される消費者にはポイントをつけていくと。そして幾つかのポイントがたまれば、また農産物をプレゼントするというような仕組みをキャンペーンとして今やられているそうでございます。是非言葉で地産地消を進めるということじゃなしに、具体的な施策、政策でもって進めてい

ただきたいということで、再度、地産地消に対する具体的な施策を何かお持ちでないか教えてください。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 今、大畑議員おっしゃったように姫路のニュースも私、確認させていただきました。ポイント制ということも一つのPR上、有効ではないかなと思います。先ほどおっしゃったように、やっぱり地域のものは地域の方が消費するという形が一番理想でございます。今後、そういうことも含めてもう少しちょっと時間が要りますが、検討を進める中でいいものを生み出していきたいなと思っております。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 是非研究を進めていただきたいと思います。

もう1点ですが、地産地消のところでいつも市民の方から御意見を頂戴するんですが、旬菜蔵に、例えばですよ、並んでる農作物を隣で料理してくれないかなと。どういうおいしさなのかということで地元のおいしい料理を提供することでさらにその消費が進むのではないかというお考え、そういうことはまた全国的にやられていると思います。これはいろいろ協議も要ると思いますが、まず市がやれるとしたら、市内の第三セクター、指定管理のそういうレストランとか、そういうところで実験的にやられるのもいいんじゃないかなというふうに思いますが、どうも地元食材をあまり使われていないように伺っているんですが、それは間違いございませんでしょうか。市内のいわゆる指定管理の施設とか、そういうところで地元食材が十分使われているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 第三セクターの関係、私、役員に就任しております。仕入れの関係、原価率等経営の関係で非常に重要視されております。したがって、値のこともさることながら、安定的な供給をされる、そういうようなことで他府県からの仕入れもあるのでは事実でございます。そういった中で、ただいまありましたように、今後、会社におきまして行政の支援も必要かと思いますが、その場で加工・調理ができる、このことによりまして消費を促進をするということ、いわゆるただいま申されましたように消費者の理解を求めて、やはりいいものを、CO₂を含まない、運搬をしないものを選んでいただけるというようなことも、そういった取り組みも必要かと思っておりますので、そういったことを検討したいと思っております。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 是非地元の食材を使って、そして地元の生産者が元気が出る、そういう施策展開をお願いをしておきたいと思います。

次に、ごみの問題に移りますが、先ほどごみの発生抑制あるいは再資源化については数値目標を達成しているということでございますが、この達成できたのはどういことが要因でしょうか、教えていただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） これは当然行政だけでできるものではございません。市民の皆さんの御協力を得たたまものというふうに理解しております。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 市民の努力ということですが、そういう意味で少し具体的な方策、先ほど答弁にあったところを再度御質問したいわけですが、一つに店頭回収の問題、先ほど申しましたが、さらに市民が身近なところに再資源のごみを持って行って回収ができるようにしていくのも有効かと思うんですが、先ほど部長は利用の推進を図るといふふうにおっしゃいましたが、私は、利用の推進を図れるように店頭回収の場所を、もっと店舗に協力要請をして、その数を増やす必要があるんじゃないかというふうに聞いておるわけでございまして、その辺少しお答えが違うように思いますが、再度お願いいたします。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 議員の御質問の趣旨は理解しております。答弁の中でも店舗の自主的な活動というふうにお答えをさせていただいたところでございまして、資源ごみの回収ボックスにつきましては、そういったことで、当然店の事情にもよりますし数も違うというところでございますし、行政としましても本庁をはじめとして市民局から三方出張所も含めてそういった場所でも回収ボックスを設置しているところでございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） それでは、次に、資源ごみ専用袋の無料化あるいは指定解除ということについて再度質問させていただきますが、実は私、にしはりに見学に伺いまして、その場で先ほど答弁ございましたように、宍粟市は資源ごみも袋は指定でございまして、宍粟市の印刷がされた袋で回収して持ち込みをされております。現地で驚いたんですが、ベルトコンベヤーの上で異物を除去する作業を人力でやっ

ておられる。そのときに、宍粟市のごみ袋がそのラインから除かれている。そして焼却に回っているという事実を見ました。これは先ほど答弁がありましたように、その袋は容器包装リサイクル法という対象品目から除外されているから、そうせざるを得ないんだというお話もございました。

私は、その再資源化というのは、資源に返すというのが一つの原則であるにもかかわらず、燃やすほうに行ってるということに対して非常に矛盾を感じました。そこで、私はほかのまちなんかでも実践されておりますけども、どんどん再資源化のほうに出してもらうごみについては、そういうお金のかかるような袋じゃたなくて、自由な袋で指定解除する必要があるというふうに私は考えております。

それからまた、あるいはほかの自治体でもやっておりますが、行政が作って準備するのではなくて一般の市場原理に任す。そういう製造業者が袋を製造して、容器包装リサイクルのちゃんとしたプラマークも入れたものを販売して、それを買っているという自治体もございますから、資源ごみに対してはそのような方法を考えていただきたい。

もともとこのごみ袋というのは、ごみの減量化を進める目的が大きかったというふうに思いますが、資源ごみは減量ではなくてもっともっと出してもらう必要があると思っておりますから、是非そのことも考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 資源ごみ袋の関係ですけども、まず、ごみ袋というものの自体が資源ごみ袋であっても可燃ごみ袋であってもですけども、容器包装ではないという定義になっております。容器包装とは何かといいますと、中に商品が入っているということが大前提でございます。中に商品ではなくて、ごみなり、リサイクルにせよ、まだ商品になっていないものを入れるものについては容器包装という定義にはならないというところから対象外という考え方になっております。

それと、出すのに自由な袋ということでもございましたけども、これにつきましては、ある意味理解もできる場所はありますけども、出す方、市民の方、それぞれがそれぞれの方法で出されますと非常に収集ができにくい、判断がしにくいというところがありますので、宍粟市の収集につきましては、ごみ袋収集というのが決まりということになっておりますので、その決まりに御協力をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） ここであんまり時間を使いたくはないんですけども、そのことはよくわかっております。そういう対象外のものをわざわざつくって、なぜ燃やすんですかということをお私には言っているんです。ほかのところはそういうことをしていないんですよ。そしてちゃんとリサイクルに回っているんです。そういうことを一回きちっと考えてください。根本的なことはわかっていますから。だからもう一歩進めて議論をしたいと思いますが、是非先ほどの話はもう一度十分検討いただきたいと思います。

それから、回収アルミ缶の障害児施設への搬入ということをお言いましたが、私は市の収集をそのまま搬入ということをお申し上げているのではなく、これも、にしはりまを視察された方はびっくりされると思うんですね。宍粟市ではアルミ缶とスチール缶をちゃんと袋を分けて出してありますが、中間処理施設ではその必要性はないということで、向こうでまぜこぜになっておるわけですね。それはちゃんと磁選機というものがあって、一緒にまぜてもちゃんと選別できるという機械がある。しかし、宍粟市はそういう分けることを徹底していくということでやっておりますから、そのことは私は評価したいと思うんです。これは続けたらいいと思います。しかし、わざわざ分けたそのアルミ缶をあそこに持って行かずに、もっと市内で活用する方法がないでしょうかということをお言っているわけですね。そのことを考えていただきたいなということをお言っているわけですね。簡単にお願ひします、答弁を。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 最初の答弁の中でお申し上げましたけども、市が収集したものに付きましては、処理場のほうに持っていくというのが大前提でございます。当然、今までやっておりました集団回収等につきましては、この域ではありませんので、そこまでは、にしはりまでは決めがございません。集団回収についてはいいというふうにおされております。ですから、なるべく集団回収のほうで集めていただきたらなというふうにお考えております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） この後、障害者の問題に移りますから、その話もよく聞いていただいて、ちょっと本当に真剣に考えていただきたいというふうにお思います。

それから、フリーマーケット、バザー、いわゆる市民活動の支援でございますが、イベント等に対していろいろ支援していくということでありましたが、一歩前進か

なというふうに思ってるんですが、そういう場があるということを知らせ
る、例えばしーたん放送とか、そういうものを活用して是非皆さんがそういう場
に参加をして再資源化について、循環型社会について考える機会を多くつくって
いくということをお願いしたいなというふうに思います。

それから、環境教育啓発、これも学校教育あるいは社会教育の場でもっと本質
な、施設見学で学習を深めたということではなくて、やっぱりこのごみ問題と循環
型社会づくりとの関係みたいな、本質的な学習がされるように、是非学校のほうも
お願いをしたいなというふうに思いますが、教育長、すみません、直接振って悪い
んですが、学校教育での答弁をいただけますか。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 先ほど岸本部長の答弁にあったように、実際に施設見学
いうのもありますが、3・4年生では環境学習を授業の中に取り入れてやっている
ということでやっておりますが、中学生あたりになりますと、総合学習の中で学年に
応じて環境についての学習も進めております。また、おっしゃるとおり、これか
らも本当に大事な分野なので、そのことについてももしっかり指導していきたいと、こ
のように考えます。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） それでは、時間がございませんので、障害者の問題のほうに
移らせていただきたいと思います。

障害者雇用の問題、一般の企業への就労の問題と、施設での社会復帰を目指した
就労と、働きという大きく二つあるかと思いますが、一般就労へは先ほど市長も
受け入れ側とのギャップの問題でありますとか、いわゆる障がいに対する理解不足
の問題から一つ課題があるというお話がございましたが、やはりこの法律の趣旨を
もっと広く事業所側さんにも、あるいは市もしっかり認識をいただきたいというよ
うに思うんですが、障害者が合わずというようなことではなくて、やっぱりその能
力とか適性に合った職場を確保するというのが法律の趣旨でございますから、そ
ういうことを是非念頭に置いて、これからも一般就労の移行について、もっと目標
値が上がるように御努力をいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、工賃にかかわる問題でございますが、物品とか、あるいは
役務の調達を推進、私も障害者施設で働いた経験がございます。皆さん一生懸命働
いて、1カ月の工賃が5,000円に行かないぐらいでございます。そこで施設で働い

ておられる指導員の方々も必死になって働いてもこういう状況でございますので、県も平均工賃を大幅アップするという計画を掲げて具体的に方策を議論されているというふうに思っておりますが、これは県に任すということではなしに、市も独自にそういう方策を真剣に考えていただきたいというふうに思います。

私は、これから物品や役務の提供の調達をどんどん進めてもらいたいわけですが、一方で施設側にもそれに応えるだけの製品があるかどうかということも課題でございます。そういう意味では、担当課において、授産製品の新たな開発でありますとか、販路の開拓でありますとか、そういうものに力を入れていただきたいなというふうに思います。

さらに、また県の話を持ち出して何ですが、私は、公共施設のどこかにそういう授産製品の販売ができるスペース、あるいは陳列できるスペース、そういうものを設けていただけないかなというふうに思います。県庁の2号館のロビーでは、そういう立場から障害者の皆さんの社会参加や自立支援を促進していこうということで、喫茶軽食の場が設けられておりますし、あるいは授産製品の販売展示コーナーなども設けております。そういうことをこの市役所の中に設けていくことによって、最初に申し上げました理念、ともに生きる社会というものが少しずつ実現していくのではないかなというふうに思います。最後に御答弁を願います。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） お答えいたします。市の物品や役務の調達の取りまとめを担当しております企画総務部のほうから御回答をさせていただきたいと思っております。

先ほど障害者の方の施設のほうから物品の役務を調達するというところで、市の取り組みといたしまして、先ほど市長から答弁ありましたように、調達推進方針を速やかにつくりまして、関係部局と一緒にあって調達に全庁的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、けれども、先ほど大畑議員からも御指摘ありましたらうに、市内でこういう施設が今8カ所ございますけれども、実際に調達できる物品、役務がどの程度あるかというのを確認をしております。つくっておられるのがパンであったり、木工の製品であったり、役務に関しましてはパソコンの入力であったり、袋詰めであったりというようなものが現在の現状でございます。そういった中で、市として、それを市の役務として物品や役務を調達できる内容というのはやっぱりギャップがございますので、先ほども議員が言われましたように、施設の側でもそういったことにも取り組んでいただきたいし、市としてもこういうもの

なら調達できますよといったことを、やっぱり施設の連携といいますか、そういったことを進めていきたいなというふうにも考えております。

あと、最後に、お伺いになりました市役所での販売でございますけれども、私も西播磨県民局、それから中播磨県民局、姫路の市役所、1階ロビーで週2回程度、作業所の方々が来られまして販売をされているという現状を見ております。是非この宍粟市役所の1階ロビーにおいてもそういった取り組みはできないかどうか、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で、4番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 3番、飯田です。議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

私は2点の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

1点、外出支援サービス事業についての質問をさせていただきます。

現在、宍粟市においては、外出が困難な高齢者や障がいのある方、こういう人に対して自宅または自宅から医療機関というような公共施設等への送迎費用の一部を負担するという事業が行われております。しかし、この事業に際しましては、祝祭日についてはその対象外という形で行われております。その利用者の中でも人工透析を受けられておられる方の利用がかなり多いと聞いております。こういう方は祝祭日であっても透析を受けなければならないという状況に置かれている方が多々あるということも聞いております。そういう人に対しては祭日でありますと、御家族なりそういう方の手助けをしていただくということが前提となっていると聞いております。しかし、患者さんはいろんな境遇にあらうと思います。家族があらなくても祭日休みではないとか、いろんなケースがあらうと思います。そういうことでいろんなことでお困りの方があると聞いております。これを社会福祉協議会の施策であ

ることに利用していただくというようなことも聞いたんですけれども、なかなかその方向にも至っていないという現状があると聞いております。こういう場合、人工透析の方はスケジュール的なものが決まっておると思います。そういう中で、何とかそういう方々を寄せ集めという言い方はおかしいんですけども、ケース・バイ・ケースで何とか一緒に利用できるような形での休日・祭日の利用をしていただけるような施策はとれないか、特別という意味ではあります、何とかならないかなというふうに考えております。

また、それ以外の障害者の方の利用についても、どういうふうな状況になっておるのかということをお伺いしたいと思っております。

この3年間で利用者が大幅に増えているという結果をこの前見せていただきました。そういうことはこの制度を必要とする現状はこの宍粟市の中に存在するということでありまして、公共交通等の中に存在するということでありまして、公共交通等の推進計画というものもありますけれども、それと含めてどういうふうに捉えておいでになるのかということをお伺いしたいと、こういうふうに思います。

続きまして、森林整備の進捗状況とそれに伴う価値の創造ということで質問いたします。

さきの6月議会で、森林経営計画の推進状況についてお尋ねしました。その状況は今現在どういうふうな状況になっているのかということをお伺いしたい。

それと、前回、防災・減災の観点からも山林の整備は進めていかなければならぬので、生産森林組合や一般森林所有者などに市単独事業を含めて活用していただくように、より一層推進を図りたいという御答弁をいただいております。

それから、新たにどのような事業が進められたり、市当局においてどのような行動計画を立てられたりしておるのか、そういう実績等があればお伺いしたいと思います。

同僚議員が午前中に質問をしております。第2次行政改革大綱の中で平成25年にはオフセット・クレジット、これを取得するための推進を図るということを言っておられました。これについてどのような取り組みが具体的にされるのか、お伺いしたいと。

御承知のとおり、この制度は森林整備や温室効果ガス削減のプロジェクトの実施者が認定を受けるものでありまして、これを取得すればCO₂の吸収源、これを金銭的価値をもって販売することができるというシステムでございます。この資金を得ることができれば、新たな森林整備事業や当該の自治会等の運営資金、こういう

ことに活用が可能になるというふうに考えるものであります。そうすれば今現在、自治会等が抱えている諸問題、こういうものが解決できる可能性を持っているのではないかと、こういうふうに考えます。この経営計画とあわせて是非とも市当局の強力な指導・援助によりまして、この制度の取得に向けて取り組まれる事業者が1事業者でも増えていくように育てていただければありがたいかなと、こういうふうに思っております。この辺のことについて、市長並びに所轄部の御意見を伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 飯田吉則議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま特に大きく2点の御質問をいただいておりますが、私につきましては、1点目の外出支援サービス関係について御答弁を申し上げたいと、このように思います。

中でも祝・祭日における人工透析、このことではありますが、現在は先ほどお話のありましたとおり、宍粟市の社会福祉協議会の中で福祉郵送運送という形で対応をいただいております。その分野で現在運行等々をしていただいております、透析患者の方々の状況から、今後そういった運行の中で不都合が生じた場合、改善をしていきたいと、このように考えておりますが、現状では何とか祝・祭日にうまく運行できておるのではないかなと、このように考えております。

お話のありました最後の部分で、利用者数が3年で大幅に増加している。じゃあ、この制度について、どう現状を捉えて、ある意味、今後どうしよう、こういうふうな御質問と、このような捉え方をさせていただいてお答えをさせていただきたいなと思うんですが、現在、実施をしておりますこの外出支援サービスにつきましては、私は特に大きく三つの課題があると、このように捉えております。

1点目は、公共交通の利用が可能の方も要件が合致すれば利用可能となっていると、こういうことでもあります。簡単にいいますと、公共交通で行ける方についても一定の要件の、今の要件の中でこのサービスを受けておると、こういうことが1点目であります。

それから、2点目は、タクシー利用の場合、基本的に乗り合いができない、簡単に申しますと、1人で申し込むと1人しか乗れないと、こういう制度であります。

それから、3点目は、市の助成割合、いわゆる市からの持ち出しのことではありますが、他市町と比較しても非常に極端に高い、これは先ほど補助という概念の中で

ありますが、一部の補助ということではありますが、かなりの補助という現状になっておると、このように思います。

大きくこの三つが私はある意味の課題と、このように捉えておりまして、その結果、外出支援サービスに係る市の負担、この平成24年度決算でもお示ししておるとおり、約8,600万円になっておる状況であります。先ほどこの近年の状況等々から見ますと、今後ますます増加する、このような状況が予測できるのではないかなと、このように思っております。

現行制度につきましては、いろいろ議論があるわけではありますが、財政運営に先ほど申し上げましたとおり、少なからず将来に影響するのではないかなと、こんな危惧もしておるところであります。

したがって、この三つの課題を払拭すると同時に、現在、利用対象者あるいは利用料金、さらにまた目的地とともに公共交通全体を含めた見直しが私は喫緊の課題だと、このように捉えております。

したがって、この現状を明らかにさせていただいて、私は持続可能なこの行政サービス、この提供をする必要があるのかなと。まさにこのありようについて、私は検討していく必要がある、このように考えておりまして、できるだけ早い段階で一定の方向性等々も探りながら、また議会や市民の皆さんと協議をしながら、将来に向かってのありようをとともども考えさせていただいたらどうかと、このように考えております。

いずれにしても、そういう利用者がこれからますます増えることは事実でありますので、それぞれまた議員の皆さんにおかれまして、いろいろこういうこと、ありましたら、今後におきまして御提言いただいたらありがたい、このように思っております。

あとの森林整備につきましては、担当部長等々からお答えをさせていただきます。議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） それでは、私のほうから、議員質問の2点目の森林整備の進捗状況とそれに伴う価値の創造の項目につきまして、オフセット・クレジットの推進、この項目について、御指摘のとおり第2次の行政改革大綱、この中の推進項目として具体的に挙げております。

まず、これについての大きく3項目の取り組みの状況と実績、それと今後の方向性について、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、行政改革推進項目、3項目挙げております、1点目ですけれども、森

林のオフセット・クレジット、J-VERの取得販売、このことについての取り組みであります。

既に御案内のとおり、J-VERにつきましては、林野庁が所管する森林資源の保全事業といたしまして、森林経営活動の計画を実践する事業団体がクレジット収益をプロジェクトに充当すべく環境省がオフセット・クレジットを認証し、クレジットの買い手となる企業を仲介をするものであります。したがって、オフセット・クレジットを認証いただける状況の経営活動を推進できる生産森林組合などの森林の所有者の育成、この育成が非常に現在苦慮いたしておるところでございます。森林オフセット・クレジット、これのJ-VERの取得については非常に困難な状況でありますけれども、先立ちまして一宮町の東河内の生産森林組合あるいは株山、ここが2012年1月17日に認証をされております。クレジット量といたしましては616トンの計画で認証されております。それ以後については認証には至っていない状況になっております。

それから、2点目の公共施設へのバイオマス燃料基金に伴うオフセット・クレジット、J-VERの取得販売、この取り組みについてでございますけれども、この項目につきまして、実際に認証取得いたしましたのは、国内クレジット制度、この制度を利用して認証いたしました。この取り組みはペレットのストーブのみの分が該当になったわけなんですけれども、今年の7月9日付で平成23年4月1日から平成25年3月31日の間にクレジットの認証書を受領をいたしまして、今現在、クレジット受け入れの途中でありますので、この件については取り組みの御報告をさせていただきたいと思っております。

3点目に、ペレットストーブあるいはボイラーにより削減したCO₂の排出量、これにつきまして平成24年度の取り組みといたしましては、156トンの計画に対して160トンの実績が出ております。

今後の取り組みなんですけれども、J-VER、この制度によるオフセット・クレジットや、今回、市が認証を受けました国内クレジット制度、この二つの制度につきましては、今年度限りでこの制度自体は廃止となります。しかし、その後は一括してJクレジット制度に移行されるということが今年8月19日の環境省のホームページで公表をされております。具体的な内容につきましては、1月以降に公表をされるように聞いておりますので、注意深くその意向を確認をしたいということをお慮しております。

この取り組み自体につきましては、議員御存じのとおり、京都議定書の具体的な

取り組みとして始まっておるわけなんですけども、大きな取り組みの地球的な問題でございます。去年で第一の約束期間5年間の終了いたしました。今年から第2の約束期間に入っておるわけなんですけども、日本はその約束期間に加入をしておりません。これが大きな問題の一つ。

それから、国といたしましても、経済発展、この施策から逃れられることはできないということもいろいろあるかと思えます。これからJクレジットの新しい制度が具体化をしてまいりますけども、今の情報ではなかなか具体的に好転するような情報も得ておりません。非常にこの制度自体の取り組みは非常にハードルの高い制度であるというふうに現在で認識をしております。しかしながら、森林施業、森林の適正化等がまず基本的な取り組みであります。議員御指摘のとおりでありますので、今後の取り組みの大きな方向性については、午前中に市長のほうから御答弁ありましたとおり、市といたしましても、市有林を中心に早急に検討していきたいというふうな方向でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 私のほうからは、森林経営計画の進捗状況、それから防災・減災の観点から山林の整備を進めるための新たな施策について、お答えをさせていただきます。

森林経営計画の認定状況でございますが、昨年度から現在までの認定件数は現在のところしそ森林組合が6件、それから生産森林組合が9件、林業の事業体が3件、森林所有者が3件の合計21件の認定がされております。

また、現在、森林所有者と話し合いを進める中、団地化を進めつつ、森林所有者や林業事業体がまだ数件ございまして、今現在、書類等を準備されているとお聞きをしております。

それから、新たに進めている事業についてでございますが、この森林計画作成の推進を図るということで、作成に要する経費を支援し、森林所有者の負担を軽減するとともに、経営意欲の向上を図ることで森林整備を促進できるということで、健全な森林を導き、公的機能の維持増進を図るということで、森林整備地域活動支援交付金の制度を今現在も制作をしておりますが、それによって今後支援をしていきたいと思っております。

さらに、経営計画のできない森林の整備のためにも、現在、検討をしているところでございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 3番です。市長のほうから外出支援について答弁いただきました。確かにたくさんの、私ちょっと失言いたしました。たくさんの支援をいただいておりますというふうに認識しておりました。それが財政に対してかなりの圧迫感を持ってきているということもある程度の認識はしております。しかしながら、この透析患者さんというものが資料をいただいたものの中に、平成22年には1万3,095人、平成23年には1万2,497名の要するに総合病院へかかっているという数を聞いております。この平成24年度については、まだ何人ということ把握はしておりません。かなりの数の方、またこの中でこの制度を利用されている方がどれくらいあるのかということも、私ちょっと把握しておらんのですけども、かなりの方がこれを利用されているというような状況であろうかと思えます。

一般診療所等では、独自に送迎をしたりしておるところもあります。公共交通のない、一宮のほうとか波賀のほうとか、あの辺については各名前を出しては何ですが、広田医院なり波賀の診療所なり、山中医院ですか、それから、みどり診療所なり、独自に送迎を行っておるというような状況を見るときに、こんな特異な患者さんについては総合病院についても何らかのそういう形のことを考えてもいいんじゃないかなと。公共交通というものを利用すると、考えるという考え方もあるんですけども、この患者さんについてはある程度把握されておると思うんです、そのスケジュールなものね。であれば、何らかの形でそれを、そんなにたくさんのタクシー利用のお金を補填するならば、そういう形のものをつくっていったほうがもっと安上がりと言ってはなんですが、できるんじゃないかなというふうな考えを持つんですが、どうでしょうか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 透析を受けられている方々の状況は把握をしております。今、腎機能障害をお持ちの方、約90名、そのうち約60名の方々、それぞれ市外も含めて透析をされておまして、宍粟総合病院でも約50名の方が御利用をいただいております。平成24年度の実績で申しますと、この外出支援サービスの申請をされております人工透析を受けられている患者さんの方については、49名の方が登録をいただいております。そして、平成24年度の延べの利用回数ですけども、人工透析の患者さんについては6,657回ということで、全体の約18%の利用ということになっております。

以上です。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 一応利用者の人数的には前年度、平成23年度から見ればかなり減っているという言い方もおかしいんですけども、数的には少ないと思います。しかしながら、49名という方が登録され、18%の方がこの制度を利用して通院されておるとこのことを見るときに、やはり何らかの対策を講じていかなければ、外出支援サービスが滞ってしまうというような事態が起こり得る可能性も出ているという場合に、これから先、公共交通を考える中で何とかこういうものを考えていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

続きまして、先ほどオフセット・クレジットのことについて、8月19日に終了、これも把握しております。次回からはJクレジットということで、新しい形で始まるということもしておるわけでありましてけれども、これに乗せるための事業、先ほど産業部長のほうから答弁いただきました。いろんな施策をもって森林経営計画の推進を図っていただいておりますこと、大変ありがたく思っております。

先ごろの産建常任委員会におきまして、これ国県の事業であって、なかなか市独自にどんどん進めていくというのも無理があるというような答弁もいただいたわけでありましてけれども、国県においてはどんどん進めてほしいという意向であるようにも聞いております。遠慮せずにどんどん、市の補助金、これ自体がなかなか回らんことになってしまうことあるかと思うんですけども、宍粟市はこの対象森林面積、西播磨において10万8,778ヘクタール、その中で宍粟市は4万6,060ヘクタールというかなりの量の森林を有しております。ということは、どんどんやっていかなければ、本当に宝の持ちぐされでもあるし、先ほどの話でもあります防災・減災に対してもかなりの森林があるということで、これから未来永劫にこの森林を保全していくには、今やっておかなければならないというふうに私は思うところであります。市民各位にどれだけの推進状況施策をPRされておるのか、もう一度お聞きしたいんですけど。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 進捗状況でございますが、先ほど言いましたように、21件の模型計画が樹立できております。5、6件ですか、今現在進めているところです。この辺のPRにつきましては、いろんな生産森林組合でありますとか、森林組合の総会等、それから関係者には周知させていただいて、こういう国から100%の支援事業もございましてということで周知はさせていただいておりますが、なかな

か広うございます。隅々までいってない点もございますが、今後さらに今おっしゃったように、施業の時期でございますので、もっともっと広げていきたいと考えております。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） ありがとうございます。伺うところによりますと、宍粟市のこの事業計画を提出いただくと、なかなかいい計画を立てておられて、他市、他町と比べるとかなりいい計画であるということを知っております。お褒めにあずかったということでお礼も申しましたけれども、なかなか細かい部分まで配慮されているということを知っております。その点について産業部のほうでそういう形で進めていただいているということが、そういう形に繋がっているのかなというふうに思っております。その上でできるだけきめ細かにしていただくということは本当に大切かなと。やろうという気はあっても、一歩が踏み出せない事業、生産森林組合等で多々あります。また、それをやることによって一般森林所有者に対しても推進状況、市がこない言うてくれているんでという形の押しが効けば、一般所有者にも同意が得られるというふうに私も思いますので、今されている努力、より一層していただきまして、この森林が宍粟の宝というものがどんどん利用できていくようお願いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 答弁はいいですか。

3番（飯田吉則君） はい。

議長（岸本義明君） 以上で、3番、飯田吉則議員の一般質問を終わります。

続いて、16番、実友 勉議員。

16番（実友 勉君） 16番、実友です。議長より発言の許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、私は2点についてお伺いをしたいというふうに思っております。

まず1点目でございますけれども、花のまち宍粟を目指そうということでお伺いをいたします。

「観光立市宍粟」を掲げる当市は、自然に恵まれたすばらしい地域というふうに私は思っております。この地には、春は桜から始まりまして、シャクナゲ、花菖蒲園の開園、さつき祭り、大歳神社の藤祭り、べにばな祭り、クリンソウ、ゆり園の開園等、すばらしい花祭りがたくさんございます。これらの催しには、多くの観光客で賑わいます。しかし、この催しは各々別々に開催をされ、単発で終わっているように感じているところでございます。時期も違いますし、場所も違うため、

やむを得ないものと思いますけれども、秋のもみじ祭りを含めると、冬季以外の8カ月間は花やもみじで人を呼べます。

私は、今年のべにばな祭りのときに、野々隅にジキタリスという花が咲いていると、群生しているということを知りました。市の職員の方、お二人と見に行きました。時期が少し遅かったのでございますけれども、1週間、10日ほど遅かったようございますけれども、花の色の鮮やかさや規模の大きさにびっくりをいたしました。千種のゆり園とまではいきませんが、野々隅で酪農を営んでおられるおうちがございまして、そのおうちから県道沿いに2キロないし3キロは細長くこの花が咲き誇っております。圧巻は途中の広場で、約1ヘクタール以上の群生をしております。これは人が呼べると私だけではなく、市の職員の方もそうに感じられたに違いないというふうに思っております。しかし、この地は、個人の私有地でございますので、所有者の御理解、また説得を得る必要が前提となるというふうに思いますけれども、このことにつきましてもひとつ御理解を皆さん方をお願いしたいというふうに思います。

人は花を見ることによって心を開き、リフレッシュをし、明日への活力にできるというふうに思います。いつ、どこに行っても何かの花が咲き誇っているまちとして、花やもみじを宍粟市の花祭り観光として位置づけ、観光開発を行うことはできないでしょうか。

まだ、宍粟市内には、他の地域にも花に関する情報はあろうと思います。私の聞いているものでは、千種の西河内ではドウダンツツジの大木があるというふうに聞いております。このような情報を集めていただきまして、観光の目玉にできる「花のまち宍粟」を目指していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、2点目でございますが、昨日、同僚議員からも質問がございました。空き地・空き家対策についてお伺いをいたします。

重複する部分につきましては省きたいというふうに思いますけれども、確認をする中で重複する部分があるかと思っております。お許しをいただきたいというふうに思います。

私は昨年の12月議会におきまして、空き地・空き家対策について一般質問をさせていただきます。そのときの市長の答弁には、平成25年度内には条例をつくりたいとの答弁をいただいております。市長が代わられまして、確認の意味で再度お伺いをいたしますが、昨日、同僚議員への答弁では、市長は条例化をするかどうか、

市民の皆さんの意見を聞き、検討したいというふうにおっしゃいました。しかし、今回の補正予算の中には空き家対策委員謝礼として11万円何がしのお金が計上されております。そういったことで、てっきり条例化は進んでおるというふうに思っております。そこで、空き地空き家対策条例は今年度内につくられるお気持ちがありましようか、市長にお伺いをしたいというふうに思います。

また、市長として条例をつくるなら、このような条例をつくりたいというように思われるような案はお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

また、別の話になりますけれども、先日、ある人からは電話をいただきました。私の家の隣にごみ屋敷にしている家があり迷惑を受けている。その隣にはまた空き家がございます、そのごみ屋敷にしている家の猫と思うけれども、次々と子を産み、猫が住みついて困っている。何とかできないものかというものでございました。このごみ屋敷と言われる家につきましては、担当課で対応をさせていただいておりますけれども、このごみ屋敷対策についてもテレビ等でたびたび見ることがございますけれども、現在ある宍粟市生活安全条例ではこの問題を解決することは無理と考えますので、当宍粟市においても条例等の対策は考えられないでしょうか、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 実友 勉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま実友議員さんから大きく2点の御質問があったと思いますが、まず1点、「花のまち宍粟」を目指そうと、このことについての御提言もいただいております。私は、かねてより今後の宍粟市における活力というんですか、元気をというんですか、これを考えたときに、基本的には交流人口の増大しかないのかなあと。また、このことが非常に大事な部分であると、このように申し上げておまして、まさしくこの花というのは非常に大きな役割を持つのではないかなと、このように思っております。

そういう中で、花というのは多くの観光客であったり、あるいは人を和ましたり、癒したりと、こういう観点の中で、ある意味の貴重な観光資源であると、このように考えております。とりわけ、桜でありますとか、サツキ、あるいはシャクナゲ、藤、菖蒲、もみじ等、従来から宍粟市の貴重な集客のスポットとなっておるのも実情でございます。既に、しそく観光協会の取り組みの中で、四季折々の花を観光資源として生かす取り組みなども積極的にしていただいております。また、それぞれ

の花のスポットを取り上げた観光パンフレットをつくるなど、鋭意努力をさせていただいておるところであります。

さらにまた、先ほどもお話がありましたとおり、今年初めて公開をして、御存じのとおりかと思いますが、千種の湿原のクリンソウ、あるいはこの夏初めて開園をしましたちくさ高原のゆり園、これらも非常に大きな集客力がございました。改めて花の力というんですか、先ほど申し上げたような認識をしたところでもあります。

私は、常々であります、今もお話のあったとおり、宍粟市全体を花回廊と、こういうふうな中で積極的にそういったものの役割の位置づけをしていく、さらにまた一歩ずつ進んでいく、このことが非常に大切だと、このように考えておりました、宍粟花回廊づくりに着実な進展を見つけていきたいと、このように考えております。

御提案の大国牧場のジキタリスでありますけども、宍粟50名山の愛好者の間で口コミで広まって、秘密の花園というんですか、そういった形でネット上でも非常に話題になったと聞いております。開花時の写真も公開をされておりました、今後、市も観光スポットとして公表してよいのかどうか、あるいは地権者の方もいらっしゃいますので、十分その協議を調べて、そのことも考えていく必要があるのかなど、このように考えております。今後、地権者を含めて協議が調う、あるいは協議の場にも是非議員もお力添えをいただいたらありがたいと、このように思っておるところであります。

特に6月に開花ということでもありますので、クリンソウでありますとか、あるいは花菖蒲、あわせて貴重な、あるいは連続した観光ポイントにもなり得る、このこともありますので、今後そういったことも含めて検討を加えていきたいと、このように思っております。

そういうことによって、一つのポイントではなしに、幾らかのポイントを繋ぐことによって、交流人口がますます増加する、こんなことも十分考えられますので、そういったことも含めて検討を加えていきたいと、このように思っております。

続いて、空き家の対策の関係、条例の関係も含めてであります、先ほどお話がありましたとおり、昨年12月議会で空き家対策について、平成25年度に検討し、条例化を目指す、こういう前市長が答弁をなされております。私も承知をしております。

非常に、この空き家あるいは昨日来お話のありました空き地、この問題については、非常に大きな課題であると、このようには捉えておりました、とりわけ市民の皆さんの安全・安心、あるいは地域の活性化、そういったもろもろを含めた観点か

ら前市長の意思も含めて継承をしていきたい、この必要はあると考えております。

その中で、昨日も申し上げましたが、現在、職員がそれぞれの担当の自治会を決めて、自治会長さんと連携をとりながら、いわゆる空き家の実態調査を実施しておりますが、概ね今月中にその実態調査が終了する見込みとなっております。その後、取りまとめを行い、しっかり分析を行いたいと、このように思っております、それを踏まえて市としての素案をまとめていきたいなど、また、まとまった段階で議会や市民の皆さんにも十分御意見をお伺いしたいと、このように考えております。

なおまた、補正予算にも計上しておりますとおり、その市民の皆さんの意見を伺う検討委員会たるものも設置する中で、そのようなスケジュールで進めていきたいと、このように考えております。

その中で、昨日はそうのように申し上げておりませんが、時期の明確なということは申し上げておりませんでした。先ほどお話があった、いつということではありますが、それらのことを踏まえて、私は条例制定を本年度中に行うという考え方を踏襲して、その方向で取り組んでいきたいと、このように考えておるところであります。そういう目標を持って鋭意努力をしていきたいと、このように考えております。

そういった中で、どんな条例をおまえはつくりたいんだと、こういうことかと思っておりますが、私は、私なりに考えさせていただいて、大きく五つの視点で条例の中身をつくる必要があるのではないかなと、こんなふうに考えております。

まず、1点目は、一番大事なものは、良好な生活環境と安全・安心なまちづくり、こういったことをどうつくるんだということが、まず概念的に必要なのではないかなと、このように思っております。

2点目は、本来、それぞれの所有者にやっぱり責務があると。当然であります。その責務を明確に打ち出す必要があるのかなと、このように思っております。

3点目は、空き地も空き家もそうありますが、所有者にあわせ適正な維持管理を義務づける、このことも大事な部分ではないかなと。これは市民の責務、住民の責務と、こういうことになろうかと思えます。

しかしながら、現状のことを考えて、4点目は、必要な措置を勧告できる、できたらそんな条例の中身も必要ではないかなと。これはちょっと法的なことも検討されないかんですが、私は個人的にそんなことを思っております。

それは家屋倒壊のおそれがありますとか、あるいは台風とか災害、あるいは強風時に危険がある、そういったときに所有者へ措置命令が出せるような、こういったことも含めて勧告、場合によっては、それから行政代執行ができるかできないか、

そういったことが一つはその勧告を含めてできるのかなと思っております。これはいろんな法律を捉えて自治体としてのありようもあるのかなと、こう考えております。それが4点目であります。

最後5点目は、私はやっぱり将来の活用もあるという部分もあります。したがって、ある意味の助成制度も必要な部分があるかなあと考えておりますので、今のところの考え方ではありますが、そういったことも踏まえながら、あるいは現状の調査の結果も踏まえながら、あわせてそれぞれの御意見をお伺いする中で、条例の中身のすり合わせをして、最終的にまた議会で御判断をいただく、こういう流れのことを考えておるところであります。

最後に、ごみ屋敷対策の関係の御質問であります。ごみ屋敷問題については、テレビやいろんなところでもかつて出ておりました、非常に周辺住民や地域に多大な迷惑を及ぼす、こういう事例があることはもう既に皆さん方も御承知でありますし、私たちも直接は見てなかった、実際テレビで放映されたことはよく見ておるところであります。現状では地域の環境保全でありますとか、あるいは衛生面、そういった観点から、既存の現在あります条例、環境基本条例を含めた中で指導を行うに現状はとどまっておると、こんなところあります。

なかなかごみというのは、人から見れば本当にごみであっても、その方にとっては価値ある財産という、人の価値観の違いもあるのも事実であります。したがって、第三者が処分するということは非常に難しい課題もあります。それぞれモラルの問題もあるのかなと、このように考えておりました、非常に介入できる法的な根拠に非常に乏しい状況も事実でありますので、現在のところは条例制定よりも県や警察、あるいはそれぞれの機関と連携しながら、個々のケースによって対応せざる得ないのかなと、こんなことも考えておりました、現段階では条例制定という考え方には至っておりません。

以上であります。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（岸本義明君） 16番、実友 勉議員。

16番（実友 勉君） ありがとうございます。非常に前向きな話をいただきまして、本当に喜んでいるところでございます。

私は、次のことについて、もう一度お伺ひしたいというふうに思うんですが、今、市花のささゆりでございますけれども、群生地は市内にあるのでしょうか。私たちの地域の有志で、今、ささゆりの群生づくりに取り組もうとして頑張っておられる方がございます。

－昨年、6月に奈良県の桜井市の大宮神社というところに栽培の講習に行かれました。私も同行させていただきまして、話を聞かせていただきました。ささゆりは、種をまいてから花が咲くまで6年かかると言われております。地域の有志の人たちは、今取りかかられまして2年余りになりますけれども、ようやく種から芽が出たところというふうに聞いております。あと4年で花をつけることになりますけれども、非常に私は今楽しみに待っておるところでございます。桜井市のささゆり栽培地のように、ささゆりの群生地ができるのを本当に心待ちにしているところでございます。こういったことで、市といたしましても市花のささゆりの、この人たちと一緒に群生地づくりについて考えてもらえるようなことはできないでしょうか、このことについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 議員、冒頭の質問で花を生かしたまちづくりということでございましたので、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず、そういう有志の方で市の花でありますささゆりを何とか増やそうという取り組みをしていただいております方に対して非常にありがたい、感謝を申し上げたいというふうに思います。

群生地でありますけれども、今、私のほうで把握しておりますのは、一宮の百千家満で群生というほどではないと思うんですけども、私も現場に行っていないんですけど、40から50ほどの花の群生をしておるところがあるというふうにも聞いております。

それから、合併をいたしまして、原のりんご園、ここで何とか市花のささゆりを群生しようということで、一時期は群生というところまでこぎつけられたんですけども、シカの食害、これに遭いまして、今現在は断念をされてしまったというような状況もございます。

それと、市民の方で何とかささゆりのきれいな花を増やそうというふうに、今言われた有志の方等も含めて取り組んでおられるのが現状だと思います。しかしながら、群生というには非常に難しい花だなというふうに私どもも思っておるところであります。しかしながら、市花としての位置づけもございますので、今後そういう有志の方々の地道な御努力の御意見を聞きながら、群生がいいのか、あるいはそこらも含めて、一緒に検討をしていけるような体制をつくれたらなというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 16番、実友 勉議員。

16番（実友 勉君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

国見の森公園のことにつきましてお伺いをしたいというふうに思います。

多くの桜の木が植えられました。私も何本か植えに行かせていただきました。開園から7年がたっておるわけでございますけれども、当初の目的に近づいているのでしょうか。そういったことについてお伺いをしたいというふうに思います。

この国見の森公園には、フラワーセンター的な施設をできれば誘致をいただきまして、ここを市の拠点施設、今も拠点にはなっておりますけれども、今のままでは少し寂しいような気がするわけございまして、できれば県の施設的な大きなものを誘致をいただくようなことを考えていただくことはできないでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 国見の森公園、しそ森林王国協会が指定管理を受けておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

御存じのとおり、国見の森のあの公園は、県の施設として森林の環境学習等の広いステージとして活用いただくということで整備をされております。それをしそ森林王国協会が指定管理として受けて、今現在展開をしております。御指摘のありました桜の植栽につきましては、これまで西兵庫信用金庫、あるいは山崎のライオンズクラブ等から150本ほどいただきまして、植栽をいたしておるところであります。また、カエデにつきましても約50本ほど植えさせていただいております。ここは参加をいただいた方が広く自由にといいますか、広葉樹林を目指して植えいただきたいということも含めて伐採をして、広葉樹林ということで、今整備をしていただくように充てておるところでございます。何年までに何本植えるとか、そういう特に目標はございませんので、またそういう御希望がありましたら王国協会のほうへ申し出ていただいたらなというふうに思っております。

もう1点のフラワーセンター的なものの誘致ということでございますけれども、冒頭申し上げましたように、もともとの目的は森林学習等の体験施設といいますが、そのフィールドでございますので、そういうふうな、この間言いましたゆり園とか、フラワーセンター、ああいうスケールの大きなものはどうかなという、現状としてはそういう設備になっております。

しかしながら、20年、30年先のこと、県の指定管理なんですけれども、宍粟の観光

を考えたとき、これからの大きな課題というふうに把握はしていただきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 16番、実友 勉議員。

16番（実友 勉君） ありがとうございます。今後のとりあえず一つの目標という格好で取り組んでいただきたいというふうに思います。

次にまた、転作田のことについてお伺いしたいというふうに思うんですが、以前から転作田を利用したレンゲやコスモスがあちこちで栽培をされています。佐用町のようにヒマワリを町を挙げてやっておられますが、当市におきましても転作田を利用してレンゲ、コスモス等を組み合わせ、長い期間花が見れるような、例えば種代は市が補助しますよと、そういったことで工夫をして花が長期間咲いておるような状況をつくりたいというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 転作田あるいは休耕田を利用した取り組みということの御提案であります。今ありましたように、今年、特に千種のゆり園あるいは佐用のヒママリ、これが非常に大きな反響を呼びまして、非常に観光面からは穴粟といたしましても事業者等を中心に潤っておるというような状況が明らかに検証できておるところであります。

これまで転作に関しましては、それぞれ合併前からいろんな観賞作物等、農家の方、栽培をさせていただいた経緯もございます。私の一宮町でも千町自治会でコスモスを植えられて非常に観光客といいますか、交流の人がたくさん見えたということもございます。これから観賞作物としていかに推進していくのかというのは担当課のほうと、観光と連携をとりながら進めていったらいいと思いますけど、やはり地域の方、農家の方がどのように取り組みをされるのかなということの理解といいますか、そこのお話がまず1番になってこようかと思えます。また、交通あるいは駐車場等の整備等もありますので、担当のほうと、農家の意向もありますので真摯に今後検討していきたいというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 16番、実友 勉議員。

16番（実友 勉君） どうかよろしくお伺いしたいと思います。転作田が始まった時期にはレンゲ、例えばコスモスとかいったものが非常にたくさん植えられていたんですけども、最近では地力増進剤、そういったクローバーとか、そういったもので終わっておるように思います。できれば利用させていただいて、きれいな花園が

できることを願っておるところでございます。

しつこいようでございますけども、もう1点、花についてお伺いしたいというふうに思います。

先にも述べましたが、野々隅のジキタリスでございますが、酪農を営んでおられるおうちまでは県道が非常に狭いながらも舗装されております。そこから先につきましては、県道ではございますが、砂利道でございますが、ジキタリスの群生地まではガタガタ道といいますか、通れないような道になっておる状況になっております。

それから、この県道につきましては、上ノ波賀線という県道でございますが、波賀の小野地区のほうに通り抜けることができる道だそうでございます。私、通ったことはないんですが、以前通ったことがあるというふうに聞かせていただいておりますので、こういった県道の整備につきましても、できましたら県のほうに要望をお願いしたいなというふうに思うところでございますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

議長（岸本義明君） 参事兼土木部長、平野安雄君。

参事兼土木部長（平野安雄君） それでは、実友議員の県道整備についてでございますので、私のほうから今の状況と県の考え方を申し上げたいというふうに思います。

御案内のとおり、上ノ波賀線は県道岩野辺山崎線の上ノ地内を分岐点といたしまして、途中、河原山国有林、それから山口さんの私有地を通りまして峰越で国道29号線の小野に至るまでの約11キロほどだろうと思います。の上ノ波賀線ということで県が管理している道でございます。

その中で、先ほども言われましたように、一部峰越の部分については車両の通行禁止区域ということで、通行不能区間というふうな県の道路台帳でも表示をしているところでございますが、現在、上ノの分岐から大国牧場までの間、約5キロほどだと思います。その部分につきましては簡易舗装等がされておりますが、それから峰越につきましては、本年度の事業計画等、県のほうからもお聞きをしていますが、現在のところ維持管理も含めまして改良の計画はないという状況ではございますが、先ほども言われてますように、ジキタリスの群生地、また個人地でもございますが、個人の同意が前提ではございますが、やはり今後あらゆる角度から担当とも現地の踏査も含めまして何とか維持管理等々についての県のほうの支援ということについても要望を重ねていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 16番、実友 勉議員。

16番（実友 勉君） よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、空き家・空き地対策についてでございますけれども、宍粟市には宍粟市生活安全対策条例というのが既にございまして、いろいろとこの空き家対策、それからごみ屋敷等について指導をいただいたり、意識高揚を図っていただいておりますこと、私もよく知っておるわけですが、先日、この一般質問の通告をさせていただきます、お知らせが配付をされております。私がこの質問をすることを知りまして、何とか早く市として代執行ができるようにひとつ頼みたいというようなお話もいただいております。そういったこともいただきまして、今、市長のほうからは今年度中に条例化をさせていきたいというような非常にありがたいお言葉をいただいておりますので、代執行が行われるような条例もひとつ考えていただき条例化をおしたいというふうに思います。

これには、私は先日、九州の国東市、それから小野市の条例を見させていただきました。全てどちらも自治会を巻き込んだ条例というふうになっております。そういったこともお含みをいただきまして、条例化をひとつよろしくお願ひをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 16番、実友 勉議員の一般質問を終わります。

続いて、15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 15番、林でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、ちょっとお断りをおきたいんですが、岡前議員が体調を崩したとかというような話がございますけれども、私もちょっと体調管理が不十分でちょっと風邪をひいたようでございます。お聞き苦しいところがあるとは思いますが、御容赦願ひたいと思います。

それでは、私のほうから辺地・過疎特別対策の中の2点について、質問なり提言をさせていただきます。

まず、1点目なんですが、公共交通空白地対策を優先すべきじゃないかということです。

現在、宍粟市の公共交通、これは民間バス路線の廃止路線について整理されまして、そのあり方について一般質問等でいろいろと議論されておるところでございます。

す。そうなのですが、辺地また過疎地域にはもともとバス路線さえなかったという地域が多くございます。市の公共交通を検討するのであれば、このような公共交通の空白地域の整備を優先すべきではないかということでございます。

それと、第2点目ですが、上下水道の定額料金制度の創設をしていただきたいということですが、

集落内に家また農地、山林等がありながらいろいろな事情があって跡取りがおられなくなって、常時人が住んでおられないという家がございます。先ほども市のほうで空き家の調査をされたということなのですが、空き家の定義が定かでないんで、ここでは常時人が住んでおられない家という表現にしておりますけれども、そういう家がございます。このような家の多くは市外に住んでおられる方が家があるというようなこともございまして、年に数回帰られて管理をされたり、また自治会の活動に参加されたり、近所つき合いとかあったりして帰ってこられております。1年間に数回しか帰っておられないんですが、ある人に聞いたところ、1カ月に1回ぐらいは帰ってきよんやと言われておられました。そのような方が、いつ帰ってこられるかわからないんで、上水道また下水道、それを休止せんと、そのまま置いておられます。このような方が基本料金を払われておられるわけなのですが、特に水道なのですが、月に1回帰られたとしたって、1泊2日、それで水道を使用されてもこの基本料金に含まれている10立米、これは1年間にそれだけ使われないと思うんです。例えば基本料金が2,700円要るわけなんで、それを1年間ずっと払われておられます。それで、市外に、姫路のほうに住んでおられる方が多いんですが、自分が生活しておるところで払っておる水道料金と同じぐらい基本料金が払わんとあかんねんと。今、元気なうちは収入があるで払ろうていけるけども、しまいにはどないなるかわからんと言われておられました。このような人が基本料金もよう払わんようになるなということになったら、もう月に1回とか、年に数回帰られておられたんが、もうよう帰られんというようなことになるだろうと思います。

市のほうで空き家を調査して、それを貸して何とかそれを利用して、都市との交流を図ろうというような考えでされておられると思うんですが、今言われたような家庭は当市に住んでおられて、年に数回帰られて、もともとの生まれたとこの自治会ですけども、そこらと交流をされておられます。新たにそういう交流人口を探すより、今、交流されておられる方を繋ぎとめておけば、またその子どもたち、またその人たちもふるさとに帰って住もうかということを考えられるかもしれせん。そういう意味で、そういう人をふるさとに繋ぎとめておくためにも、基本料金をも

うちちょっと安くして、月額1,000円程度の基本料金にしていれば、それほど苦、苦は苦なんですけども、それほど負担に感じんと払ろうて、またずっとふるさとに帰ってこられるんじゃないかと思います。そういうことで、定額料金制度の創設をするべきじゃないかということでございます。

以上、2点について市長の答弁をお願いいたします。

議長（岸本義明君） 林 克治議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま過疎の中でこんなことが起きとんでどうかということとであります。特に、上下水道の定額化のこととありますが、当然過疎化に歯どめをかけることは、あらゆる施策の中でお互いに知恵を絞りながら食いとめる努力をしなければならぬと、私はこのように考えております。

今もお話のありましたとおり、常時人がそこに住んで、あるいはいろいろな営みが出てと、これは当たり前前の切なる要望とありますが、わけあっているんな思いの中で出られたと、こういう方も当然あるわけとあります。したがって、そういうふうにして市外に出られた方が不在となった家屋や農地、山林を守るため、時として帰ってこられる、それで作業をされると。このことは、その地域や、あるいは村そのものを維持することにとっては非常に重要なことではないかなと。また同時に、そういう繋がりを維持することも大事なことではないかなと。おっしゃったとおり、そのように私も思うわけとあります。

年に数回、あるいは月に1回でも帰っていただいて、家屋敷等を含めた手入れをしていただいて、こういうことも非常に大事な部分とありますので、そういう観点で物事を考えていきたいなあと、このように思っております。

しかしながら、いつでも使えるように開栓の状態のままにしておくことは当然のことと、上下水道の負担がかかってくるわけとありますが、今の給水条例の中には、御承知のとおり臨時使用制度というのがあるんですが、その都度申請したりして非常に邪魔くさい制度になっております。今おっしゃったように、月1回とか、あるいはせめて月何回でも自分の屋敷をきちっとしたいんだという思い、それとはちょっとなかなか矛盾する部分があるなあと、このようにも考えております。

したがいまして、今おっしゃった趣旨も私も十分理解できますので、今、上下水道料金の見直しについても現在努力してやっておるところとありますが、昨日も申し上げたところとあります。その中の検討項目の一つに加えさせていただいて、今おっしゃった額がいいのかどうかは別にしまして、できるだけそれぞれの所有者の

方が何とか自分の土地や財産を守るんだという努力をしていただく意識涵養につながるような、そんな施策も必要だと思っておりますので、そういう観点で議論を深めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

あとの御質問につきましては、副市長のほうから答弁させます。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 私のほうからは、交通空白地の整備の対策について、お答えを申し上げます。

御承知のとおり、宍粟市につきましては、他の市町に比べまして非常に面積が広く、また複雑な地形をしているところでございます。このような中で、北部にも南部にもたくさんの交通空白地が存在しております。このような中で公共交通のあり方について、平成22年度に作成をいたしました「宍粟市地域公共交通総合連絡計画」というものにおきまして、これまでただいま御意見がございました公共交通のなかった地域における新たな公共交通の運行、これについては原則的に住民指導型運行、これを基本として地域住民の皆さん方で運行させていただくということを基本といたしております。そのことが持続可能な運行をしていく上で重要だというふうにも捉えております。

しかしながら、現実には高齢化、また過疎化、こういったものが進む地域にございましては、少ない地域住民の方、この方たちによる指導の交通体系は非常に課題が多くございまして、結果的には困難な状況と言わざるを得ないというふうにも思っております。したがって、現在、策定をいたしております「宍粟市地域公共交通連携計画」、これを基本としつつも、具体的な方策といたしましては、例えば病院や買い物のために高齢者の方が週に1回でも2回でも行けるようなバスの定期運行、こういうふうなことも発想の転換によりまして柔軟に検討していくことが必要であろうというふうに思っております。

そういった意味で、現在、朝夕の高校生の乗り降りの調査とか、それから仮に運行した場合の利用者の見込み等、今そういった現状の把握の作業に取り組まれているところございまして、そういった中で今後交通空白地域の対策を検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） この公共交通のほうをちょっと再質問させていただきましても、私、今、辺地と過疎地域だけ言いましたけれども、宍粟地域にはたくさ

んございます。何で辺地とか過疎だけを取り上げたかといいましたら、なかなか全部一遍に考えることは難しいだろうと思うんです。そやさかいに特に過疎地域については、平成22年の過疎法の改正でそういうコミュニティバスの運行、それがソフト事業で過疎債の対象になりました。そういうこともあって、これ過疎債使うたら市負担15%ほどのことで済むんで、まず過疎地域だけでも試験的にこの過疎債を使って、コミュニティバスの運行とかを試験的にやられて、その結果をもって市内全域に広げていくとかいうことをされたらどうかと思うことがあって、こういうことを言わせてもろうたんですけども、一遍に宍粟市内やろうと思うたら、ちょっと無理があるだろうと思います。

それから、地域住民主導型でやろうと言われても、今までそういう辺地とか過疎地域の方々、それぞれ住民もかなりあって、自助なり共助で何とかそういう住民の足というんですか、そういうのが確保できてきたと思うんです。そやけども、今になったら人が少のうなっとるし、高齢化が進んで自動車を運転できる人も少のうなってきた。そういうところで公共交通が必要であるということと言わせてもろうたんです。せやさかい、そら地域主導で、住民主導でやればいいんですけど、それが辺地や過疎地域ではちょっと無理な状態になってます。そやさかいに今までなかったんで、今、ほかでやられてます宍粟の公共交通のように、ずっと毎日運行するとかいうことは望んでません。週に1回だけでも来てくれたら、それに生活をあわせてそれを利用するというようなこともできるだろうと思うんです。せやさかいに毎日運行せえとか、そういうことを望まれてないだろうと思って、そういうことを検討していただきたいということで、まず、過疎債を利用したそういう試験的な運行をまずやるべきじゃないかと思います。それについていかがですか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 先ほど申し上げましたように、住民の主導で運行するには課題があるというふうな理解もいたしております。その中で、過疎債は100%で70%が交付税と有利でございます。他の地域も特別交付税というふうな制度もございますので、そういった点、一度にできるのか、ある一定の地域だけをするのかというようなこともございますので、ただいま御提案をいただきました過疎地域も一つの試行の地域と捉えまして今後検討いたしたいと思っております。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 検討すると言われたんですけども、検討するんでも前向きに検討するとか、後ろ向きに検討するとか、検討しますと、私も行政の中におった

経験があるんでよく使うんですが、検討しますとことはよく答弁に出てきます。これどういう検討をされるのか、もうちょっと具体的にお願いします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 基本的な方針は市長が示されます。市長はこの公共交通につきましては、これまでの発想を転換して取り組もうじゃないかということで、まさに前向きに検討をせえというふうな方向が示されているというふうに私は判断しておりますので、再度最終的には市長とも相談したいというふうに思います。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） よくわかりました。前向きに検討してほしいんですが、合併されてから「宍粟は一つや」とかいうようなことで、何でもかんでも統一しようというような機運がございます。そやけど全部統一するんが、それでええかというたら、そうでもないような部分もございます。やっぱり統一できん部分もあるだろうと思うんで、この公共交通も宍粟市一本で統一した運行はできんだろうと思うんです。やっぱり地域に合うた運行計画なり整備をしていかんとあかんだろうと思うんで、そこらもちょっと提言しておきます。

それから、次、上下水道の料金なんですが、これ今年の盆に市外に住んでおられる方と出会うて、たまに、ああ久しぶりじゃなというような話があって、ちょっと一般質問させてもらいよんですけども、この人は長男さんが跡を継いでおられたんですけど、不幸で亡くなられて、もう年寄りだけおられたんですけど、その人も去年亡くなられて、跡を見る者がおらんで見よんじゃと。元気なうちはずっと戻って自治会のつき合いもしようと思っっているし、帰ってきよんやということで、どれぐらつ帰ってきよってんやと言うたら、月に1回はどうしても戻りよるということでございました。そこでその水道の料金の話になったんです。それで、月に1回戻りよるけども、また近所で葬式ができたり、自治会の天役とかあったら戻らんならんで、いつ戻るかわからん。休止したりすることもできるんやけども、開栓したり、閉栓したりする手続も大体土・日に戻るのが多いんで、そういうことも邪魔くさいし、それでずっと基本料金を払うとると。飲み水とかは水道なかってええんやけども、やっぱりトイレだけは使わんとあかんで、それで下水もそのまま使用しよんやということであったんです。それで水道と下水、合わせたら月4,700円ですよね、基本料金。それだけぐらいは今住んどるとこで払いよんやと。二重世帯しよんやということだったんです。

それで、そういう家が私とこの自治会でちょっと調べてみました。どれくらいあ

るかなあとって。私とこの自治会78戸、家があります。市でも空き家調査で調べられたと思うんですが、その中で純然たる空き家になっとんが2戸です。あと76戸はずっと人が住んでおられるか、今言うたような状態の家があつて、常時住んでおられない家が15戸ございます。76戸のうち15戸、2割近い家が常時人が住んでおられません。その中の15戸のうち3戸はそういう年寄りの方で介護施設に入られて、住んでおられない家が3戸ございます。あとの12戸のうち11戸、それが水道なり、下水料金を払われておるわけです。この人たちは年に1回か2回帰られる人もあるし、半年に1回とかいう人もございます。僕が話を聞いた家は月に1回だったんです。それにしても1年間に10立米も水道を使われないんですね。だから、そういう地域、今言うたような地域が宍粟市内に僻地や過疎地域には、もっとほかの集落にも、自治会にもあると思うんです。せやさかいに、今の水道料金は大体標準世帯を基準に料金を決められておると思うんです。夫婦と子ども2人ぐらい、それだったら月に10立米以上使われるだろうということで、基本料金に10立米組み込まれておると思うんです。それだったら基本料金は、そういう家は安うつくということなんですけども、悲しいかな宍粟市は一本の料金設定なんで、いろいろな状態があるだろうと思うんで、そこらも考慮してもらわんと、それこそ料金が高いのはかなわんと言って、もう宍粟市、ふるさとを見捨てて、もう帰ってこられなくなるだろうと。今、帰ってこられておる人は、そこで生まれて、市外へ出られておる方なんで帰ってこられますけども、次の代になったらもう帰ってこんだらうと思うんで、繋ぎとめておくような方策で、事務的には煩雑になると思うんですけども、ある程度、料金体系も何種類かに分けて、今度見直しされるんだったらそうすべきだと思うんで、これは水道部長に聞いたらいいかかわからんのですが、市長、どうですか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 先ほど申し上げたとおり、そのことも含めて検討していきたい、このように考えておりますが、今朝ほど来、あるいは昨日来いろいろこれからのまちづくりに対する御提案なり、いろいろ考え方もお示しをさせていただいております。その中でも少し触れさせていただいたんですが、今、人口動態等々から想像してみますと、もう御承知のとおり2030年には宍粟市の人口が推計であります3割減ると、こういう状況が出ております。ざっと4万人として計算しますと、2万8,000人になると。こんな状況が推計をされております。したがって、私たちは、これからの将来のまちづくりに向けて、今朝ほど来申し上げたとおり、コンパクトなまちをつくっていく必要がなるのかなと。ましてや少子高齢化の中でこれからの

まちのりありようを考えていかないかと。その一つには、自治会そのものの組織のあり方も含めてでありますし、それはコミュニティそのもののありようですが、それから公共施設の配置の問題もありますし、あわせて公共料金そのもののありようも当然これからの将来に向かって考えていかないかん、このように考えております。したがって、私たちはこれから本当に将来のまちはどうあるべきかなというようなことを含めて、本気で考えていく一つのこれから大事な時期を迎えてくるのかなと、こう考えております。

そういう中で、千種の河内のみならず、宍粟市内どっこもそういう状況がこれからはますます顕著にあらわれてくる、このように考えておりました、したがって、私は少なくとも一人でも家屋敷や地域を大事にさせていただく方をどないぞ食いとめる、繋ぎとめる、この施策があらゆるところで私はしなくてはならないと、このように考えておりました、そういう観点でこの水道料金の見直しも含めて今おっしゃったことを検討を加えていきたいと、このように思っております。

どのようにするのがいいのかは、現段階では想定しておりませんが、できるだけ食いとめる方策をそれぞれのところで知恵を絞りながら加えていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 本年度、水道の関係は統一になるんやね、上水道と簡水と。そういうことで料金もあわせて見直しになるんだらうと思うんですが、もともと千種と波賀は安かったんですけども、前回の簡水の料金を統一してもものすごく上がりましたわね。また、今度、上水と一緒にになったら、また上がるんじゃないんですか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 大枠の話ですが、先ほど議員悲しい悲しい一本化の料金、こんなことをおっしゃったんですが、私はせっかく宍粟市になって、宍粟市の公平・公正化すると料金の高いとか低いとか、これは別にしまして、同じ料金体系が望ましいんじゃないかなと、このように考えておりました、6月議会でもお話をさせていただいておりますが、できるだけ今年度为目标にということで、その統一について進めておりますが、今また事務の進捗状況については担当部長から申し上げますけれども、基本的には宍粟市内それぞれ公平・公正の観点から公共料金については統一の方向で進めるべきではないかなと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） 今の上下水道の見直しの件の質問だと思います。その見

直しにつきましては、今現在作業に取りかかっております。具体的には今、上水道と簡易水道、それから下水道におきましては人頭制の部分と従量制の部分、同時に改正する段取りで今進めております。

今の予定でありますけれども、平成26年4月を目標に今作業を進めておる段階なんですけれども、若干、いろんな事務作業の部分で素案の部分が若干遅れております。その部分につきましては、できるだけ早目に作業を進めて、住民説明の部分も含めまして、4月からちょっと遅れるかもわかりませんが、作業は早急に進めていきたいと考えております。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 料金の見直しをされるんですが、独立採算制で料金の見直しをされると思うんですが、基本的には基本料金に10立米を含むという体系は変わらないのですか。

議長（岸本義明君） 水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） その点につきましても、今、総合的に素案を作成をしております。今の素案の中では、料金体系としては一番基本料金が市民の皆さんには大きな負担を強いておるとというのが独立採算制でやはり料金設定をする関係上、全ての人に一律負担をしてもらう基本料金、ある程度割合を乗せていくというのがあります。今現在、試算をしておる部分につきましては、できる限り、基本料金を下げていく方向で試算を今しておる段階でございます。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 基本料金を下げるといことなんですけども、基本料金の中に10立米が含まれるという今の体系と基本的には変わらないというわけなんですか、料金が下がる上がるは別として。

議長（岸本義明君） 水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） 基本的には今の体系を踏襲する形で、今のところ10立米にするのか、7立米、8立米にするのかという部分も含めて検討しております。基本料金の中に幾らかの水量を負荷していくという体系は変わらないということでございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 基本料金に10立米が含まれるということになったら、前にも言いましたけども、1年間基本料金ずっと払うたら120立米分払うわけなんです

ね。そやけども1カ月に10立米も使わんのに、120立米分払うということになるんですが、これで公正な料金と言えるんですか。使うておらん分までも払えと言うてんやでね。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 水道は平均でございますが、私が記憶しておりますのに、通常4人家族、この方が1カ月を水道を使って生活されたら、約28トンぐらい使われると。いわゆる基本料金は超えると。ただ、おっしゃるようにひとり暮らしでございますとか、いろんな少ない家庭がございます。年に数回しかということで、今も福祉面からの支援、基本料金の半分を助成したりという支援を設けております。市長が申しましたように、今からどの程度使われるのか、どの範囲が適切なのかということは御提案ございました定額料金も含めて料金改定によって見直しますと。ただ、通常使われる基本水量については、先ほど水道部長が述べましたように10トンが望ましいんじゃないかというふうに思っておりますので、そういったものも課題にしたいと思います。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 今の料金体系は、常時人が住んでおられる家庭、宍粟市民を対象にして市民の人にちょっとでも安上がりな料金体系にしようということで、10立米に含まれておると思うんですが、私が言いたいんは、先ほども説明した1年間にほんまに少量しか使わない人がずっと基本的料金を払い続けておるという実態があるんです。ですから水道を使いよる人は宍粟市民だけではないんで、やっぱりそういう人のために何とか定額料金で、水道料金を払わんと言いよるんじゃないんです。払うんじゃけども、使いよらん分まで払うんはちょっと不合理じゃないかというんで、ちょっとそういう定額料金制度をつくっていただけないかということで提言しておるわけなんです。

そら、宍粟住民に対してはそれでええんだけども、そういう事例があるんで、料金一本化に統一するとそういうことが起きるんで、ちょっと考えてほしいということなんで、本年度料金の見直しをされるんだったら、そういうことも考慮していただきたいということなんです。どうですか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 繰り返し御答弁それぞれで申し上げておりますとおり、定額料金について、今おっしゃった方向でこの改定・見直しの中で検討を加えていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岸本義明君） 以上で、15番、林 克治議員の一般質問を終わります。

午後 2 時 45 分まで休憩といたします。

午後 2 時 3 1 分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

2 番、稲田常実議員。

2 番（稲田常実君） 2 番、稲田です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず 1 番目に、ごみ収集の民間委託についてお伺いします。

宍粟環境事務組合のときに 6 億 5,000 万円程度あった負担金が、にしはりま環境事務組合となり、2 億 3,000 万円ほどに減ったのは評価できますが、起債償還率により今後この金額が増えていく可能性があります。今後どの程度増える可能性がありますか。

また、ごみ収集の民間業者への委託料が平成 23 年度の 4,374 万円から平成 24 年度には 1 億 669 万円に増えたのは、民間業者 8 社に委託したためではありますが、現在そのほかに市直営の収集料もかかっています。民間でできることは民間でということであるなら、ごみの収集を全て民間に委託できないものかと思いますが、いかがですか。

また、平成 25 年 4 月 1 日より、にしはりまクリーンセンターが運営されています。宍粟市でも 18 分別という細かい仕分けを義務づけ、市民に多くの負担がかかっているわけではありますが、袋をはじめとし、自治体により分別方法はさまざまであります。先の検討委員会等で決められたものとされていますが、半年経った今、見直さなければならない点が多々あると思います。今後収集方法についてもにしはりま環境事務組合で統一できないものですか。

また、分別方法を細かく分けた効果として、再資源としてどれだけ財政面で効果が出たのかをお尋ねします。

2 点目に、市税等の滞納状況についてお伺いします。

平成 17 年の合併時の市税その他の滞納金が 8 億 6,642 万円だったのに対し、平成 24 年度の決算時では、約 1.5 倍の 12 億 2,000 万円となっております。今年の 5 月の徴収強化月間である程度の徴収はできたものの、今後の見通しと、また今後この徴収

方法をどのように継続していくつもりか、お尋ねします。

続いて、小・中学校の給食費の滞納についてお伺いします。

これも合併時の滞納額が160万円であったのに対し、平成24年度には倍近くの297万円となっております。ちゃんと払っている人から、どうことなんでしょうかという声が多い。子どもの人権を守りつつ、効果的な回収方法はないものか、お尋ねします。

スポーツ立市についてお伺いします。

スポーツ立市に向けた取り組みとして、前回の一般質問の市長の答弁の中で、観光とイベントの同時開催等を検討していくというお答えをいただきましたが、具体的にどういった取り組みを考えていらっしゃるのでしょうか。

例えば高齢者が増えている社会の中で、グラウンドゴルフが大変人気があります。ただ、グラウンドゴルフだけで交流人口を増やすのは容易ではないと思っております。何か、例えば日本一のものを目指すという意味でも、日本一の難コースであるとか、名物コースをつくり、全国から集まっていただくような施策等はないものか、お尋ねします。

1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 稲田常実議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） それでは、ただいまの御質問に対しまして、私のほうからはごみの関係と市税の滞納、この2点について御答弁申し上げたいと思います。

私もこの任を与えていただいて、同時に、にしはりま環境事務組合の副管理者と、こういう立場になったわけでありまして、大変申しわけないわけでありまして、十分な知識のないままでありましたが、今、大変そういったことで勉強をしております。お許し願いたいと、このように思います。以後については勉強して、さらなる具体的なことについてもお答えできるようにしていきたいと、このように考えております。大卒のところでお答えをさせていただきたいなと思っております。

ごみの収集につきましては、資源ごみを3種類に分けた中で、市内全域を種類ごとに直営と委託と、こういう形で収集をしております。可燃でありますとか不燃、あるいは粗大ごみ、特に市内の6ブロックに分けて業務委託で現在収集をしております。収集業務につきましては、ただいま申し上げたとおり直営部分と委託という、こういう2種類でやっておりますわけでありまして、私としては将来的に

は全てのことについて委託と、民間でという、このようにすべきかなと、このように考えておるところであります。

次に、収集運搬の統一の件であります。先ほど申し上げたとおり、今勉強中ですが、現段階で私が承知しておりますのは、それぞれの環境事務組合の構成市町でこれまでの協議の中で、それぞれ処理は事務組合が行うんだと。それからまた収集運搬は各市町が行うんだと、こういうふうな協議で決定かなされております。この協議の中で分別の種類統一は行っているわけですが、収集方法、これについては各市町で決定をすると、こういう申し合わせも同時になされております。したがって、現段階で収集運搬方法を統一すると、こういうことについては非常に難しいのではないかなと、このように考えております。ただ、将来の課題というふうに捉えておるところであります。

次に、新分別による再資源化の折の財政的な効果はどうなかと、こういうことでありまして、既に環境事務組合のほうのクリーンセンターのほうに搬入された有価物、これについては事務組合のほうで入札を行って、各市町の搬入量に応じて配分をされると。負担金の中で精算をするんだと。このようになっております。したがって、各市町への配分は年度末になされるということでありまして、この4月から稼働しておりますので、現状では把握することができておりません。したがって、わかり次第、いつになるのかわかりませんが、3月になるのか、年度を超えてなるのかわかりませんが、わかり次第報告を申し上げたいと、このように思います。

それから、起債償還率はどのような状況になるかと、こういうことではありますが、当然この施設の起債を借っている、その償還が当然ピークになってくる、こういうこともあります。大変申しわけないんですが、具体的なことについては担当部長のほうよりお答えをさせていただきたいと、このように思います。

続いて、2点目の滞納状況、市税のことではありますが、合併初年度の滞納額は6億700万円でありました。平成24年度の決算ベースでは9億2,500万円となっております。

市では、滞納対策を喫緊の、かつ重要な課題の一つと、こう位置づけて、徴収方法でありますとか、あるいは体制の見直しを行いながら、継続的に取り組んでおる状況ではありますが、毎年増加しておりました滞納繰越額が平成24年度決算、先般お示ししておりますが、若干ではありますが、この間初めて減少に転じておるところであります。引き続き定期的な督促でありますとか、催告の実施、さらにまた効果

的な納税相談あるいは税務調査等をしながら、また、差し押さえの実施や、あるいはインターネット公買、そういったものを活用するなどして有効な換価事務も含めて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

今後においても年2回の徴収強化月間の設定や、あるいは口座振替の推進、新たな滞納者を増やさない、こういった取り組みも大事でありますので、継続して取り組んでいきたいと、このように考えております。

また、この10月からはコンビニ収納を導入することになっておりまして、納税者の利便性の向上やあるいは納税環境の整備に努めて進めていきたいと、このように考えております。

さらに、兵庫県個人住民税等の整理回収チームの派遣を受けておりますし、共同滞納整理を含めて県ともうまく連携・調整しながら、そういったこと、あるいは徴収事務のレベルを含めて向上を図っていきたいと、このように思っております。

また、新たに設置しております債権回収課に9月から徴収経験のある任期付きの職員を配置をして徴収体制の強化を図っております。基本的には平成20年度の収納を上回るように滞納整理等々を含めてより一層進めていきたい、このように考えております。

あとの質問につきましては教育長より、あるいは担当部長よりお答えをさせていただきます。

議長（岸本義明君） 教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） スポーツ立市に向け、具体的にどういうふうな取り組みを考えているかということについて、お答えさせていただきます。

御存じのように、市長が申しておりますスポーツ立市というのは、市民があらゆる機会やあらゆる場所で個々に応じたスポーツを行うことにより、健康の維持増進、それから青少年の健全育成、高齢者の介護予防、地域交流の増進、こういうものを目指した考えであります。地域、家庭、さらに職場やグループなどで手軽に継続的に取り組んでいただけるようなラジオ体操であるとか、それからグラウンドゴルフのような誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を通しまして、健康増進や交流が図っていただければと、このように願っております。

そして、観光とスポーツイベントの同時開催で交流人口を増やしていくということにつきましては、それぞれ目的が異なり難しい面もあるんですが、宍粟市の四季折々の特色ある観光シーズンを活用できたらと思っております。例えば、10月にはリンゴ狩りのシーズンに宍粟市のウォーキング大会の開催を予定しております。ま

た、最上山や福知溪谷など紅葉のすばらしい季節に宍粟市のロードレースを予定しております。さらには冬のスキーシーズンにスキーやスノーボード、また学校スキー教室などで都市部からの流入人口も多く、スポーツと観光が組み合い、人との交流が深まればと期待しているところであります。

それから、御提案いただいておりますグラウンドゴルフでは、名物コースや難コースをつくる特色あるスポーツの工夫ということで、現在、宍粟市のゴルフ協会が千種カントリークラブの協力を得まして、グラウンドゴルフ大会を開催をいただいております。魅力ある取り組みとして体育協会の活動としましても支援していければと、このように考えております。

それから、今年は波賀メイプルスタジアムで高等学校の秋季野球大会、来春の選抜予選に当たるわけですが、1週間余り約14試合を開催していただきまして、市外から本当にたくさんの方が来ていただきまして、来年以降も開催を継続していただくということになっております。

また、御存じのように2020年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されるということが決まったわけですが、そのうちパラリンピックの正式種目でありますシッティングバレーボールも宍粟市で全日本の合宿を誘致しております。非常に楽しみな競技になるのではないかと、このようにも思っております。

以上のように、スポーツ立市として、スポーツ活動や健康増進の機運が高まっていくようなことは、皆さんとともに一緒に考えていきたいと思っておりますので、これからもいろいろな御提案をいただければ大変うれしく思います。どうぞよろしくをお願いします。

なお、給食費の滞納につきましては、部長より回答させていただきます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、給食費の未納の回収方法についてお答えをさせていただきます。

給食費の未納の回収につきましては、それぞれ過去には建設の経過等から在校中は学校とPTAの役員さんが自らお集めをいただくと、このようなことも過去にはございました。そして、卒業後は給食センターが徴収を行ってまいりました。しかしながら、近年において、やはり個人情報保護の関係等により、PTAにはお願いをせず、学校と給食センターが役割を分担する中で徴収を行っております。

具体的には、学校におきましては、在学中の子どもたちの部分について対応して

いただき、給食センターについては卒業をした子どもたちの部分について督促あるいは訪問徴収などに取り組んでおります。

いずれにいたしましても、給食費や保育料などの滞納の解消には、訪問徴収など、きめ細やかな対応が必要であるというふうを考えておりました。昨年度、教育部といたしましては、それまで担当課の課題というふうにしておりましたが、保育料などにつきましても教育部の管理職全員で訪問徴収をしようというような取り組みをしております。繰り返しになりますが、そうしたきめ細やかな訪問徴収等の取り組みで滞納を解消していきたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） まず、ごみのことについて再質問させていただきます。

宍粟市直営の収集というのはプラ・ペットと紙類のみだと思うんですが、現在6名の生活衛生課と職員1名の嘱託で行っていると聞いています。収集は2人1組ということですが、私は6人の職員がフル活動しているのかと8月9日の常任委員会で質問したところ、全員がフル稼働されているとの回答をいただきました。収集の専用車が当初1台と予備1台ということで、どうしてフル稼働できるのか疑問ではあったのですが、その8月26日の常任委員会で専用車は3台あるとの訂正がありました。これで納得できましたが、生活衛生課を管理する市民生活部が車の台数を間違えることなどあり得ないことだと思うのですが、どういう管理をされているのか、お聞きします。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 車両の管理につきましては、当初1台という流れの中で、なぜ1台という答弁をしたのか、ちょっと私にも理解しかねております。したがって、そういった内容で報告したということに対してパッカー車3台という訂正をさせていただきました。

それと、最初、市長の答弁の中で、起債償還のことを少し担当部長のほうからということがありましたので、起債の関係、少しお知らせさせていただきます。

起債につきましては、今も計画にのっとって償還をしておるんですが、ピークとしては平成28年から34年まで2億592万円というのがこの間、建設費の起債償還のピークになるかと思えます。よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 先ほどの市長の答弁の中で将来的には民間に委託するつもりであるというお答えをいただいたんですが、2年後にまた民間業者の入札を控えて

おります。その時期と考えるとよろしいのでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 時期のことについては、今の段階でいつというのはなかなか難しい状況であります。将来的には私は業務委託を全てすべきだと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 時期がわからない。もちろん今年6名のうち1名退職されると思うんですが、2人一組ということなんで半端になりますよね。それも含めてなんですが、今6名の人件費が平成24年度の時点で5,160万円かかっているんですね。さらに車両費、維持費、役務費、車検費等、ばかにはなっていないんです。この収集を民間に委託した場合、おおよそ1,800万円の積算ということをお聞きしたんですが、それでも民間に委託できないものですか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） おっしゃるとおり現在6名の職員がおります。やはり業務の配置転換、そういったこともございますので、労使との協議も十分にやる必要がございますので、そういったところで、確かに2年後、できるだけ早い時期というのは御指摘のとおりでございますが、いましばらく検討いただきたいというふうに思います。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 労使とのこともありますんで、例えばその6人の方が仕事をなくすというわけじゃなくて、僕は指導に回せないものかと思っております。現在、ステーションなんかにごみを集めに行かれてる、指導に回られているとは思いますが、分別方法が市民に理解されていない分、その指導者が今一番要るときやと思うんですね。この市民に配られとる、例えば布類に関しましても、衣類は折りたたんで束にして十文字にして縛ってくださいと。汚れたもの、破れたもの、冬物衣類、ふとん、毛布、じゅうたんは粗大ごみで出してください。これ布類っていうのはどういうものなんですか。例えばリサイクルできるものですか、それとも古着のことかですか、それをお伺いします。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 当然、古着でもありますけども、当然リサイクルできるものというところで、破れたり汚れたりしたものに付きましては、対象外というふうにしております。

以上です。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） そしたら、例えば古着にしても再利用できる、リサイクルできる布類にしても、本来資源シールを貼るのが原則だと思うんです。それが粗大ごみとウエスの、布類の区別がはっきりせず、一部の人が粗大ごみとして出している事実があるんです。そういったときに民間業者に指導シールを貼ってもらうというのが行政指導じゃないんですか。6名の方のうち何人の方が指導に回られとんかわからんのんですけども、そういう指導は徹底されていますか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 現業職の6名については各ステーションの指導に当たるようなことはしておりません。6名で資源ごみを市内全域を対象に収集しておりますので、各ステーションの指導ということには当たっておりません。

それと、粗大ごみシール、資源ごみシールにつきましては、あくまでも出される方の判断というふうに解釈しております。といいますのは、先ほど言いましたように、汚れているものにつきましては資源にならない。これにつきましては粗大シールということになりますので、出される方の判断かなというふうに思います。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 今資源ごみシールとして出されるか、粗大ごみシールとして出されるかというのは出される方の判断ということなんですが、民間業者に聞きますと、指導シールを貼ってもらって、市民の方が持って帰ってもらえんとすると、市民生活部に苦情が来る、どうして持って帰ってくれんのやと。その苦情が面倒なもんやから、業者に資源ごみが出て粗大ごみを貼って持ってくれというような事実があるんです。こういうずさんな管理で循環型のシステムなんかつくれるわけがないと思うんですが、いかがですか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 市の職員でそういった指導したかどうかというのは疑問ですけども、あり得ないとは思いますが、もしもそういったことを業者に指導しておるとすれば、当然職員の教育・指導を私のほうでしないといけないということがありますので、少し時間をいただいて内部で調整したいと思っております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） そしたらその調査も含めてよろしくお願いします。

また、現在、学校のリサイクル事業に助成金が出ていると思っております。その助成金

の今のシステム、昔と変わっているかもわからないので、キロ幾らの助成が出てくるのかということをお聞きしたいのと、それに対する市場での買い取り価格等を把握されているのかどうか、お聞きします。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 今、詳細な資料は持っておりませんが、従来よりも対象項目は増えておりますし、学校が業者に渡した価格というのを我々が知る必要はございません。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 業者が学校に支払う金額がわからないのに、助成ができるんですか。助成金が、キロ何ぼという。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 有価物でございますので、その年によって上がったたり下がったりもします。市としてはそういった変動というよりも、この品物に対してキロ10円、5円補助するという考え方でっております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） そういったやり方なんで、業者が採算とれんものを集めんようになるんじゃないですか。昔は瓶も集めておったし、布類も集めてたんですが、今、採算合わんから集めないんでしょう。

金額をやっぱり把握して、それに見合う助成をしていかんと、一律何ぼという決まりでしてると、長続きせんもんやというのは、普通考えたらわかると思うんですが。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 再三申し上げますように、項目ごとの補助金額というのが決まっておりますので、業者さんによっても引き取り価格というのは違いますし、そこら辺、我々がその金額を知ってどうこうという対応の仕方はしておりません。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） やっぱり金額というのも大事になってくるんで、できれば調べて、それに合うような助成金を目指してもらいたいと思います。

例えば障害者施設の中でもウエスを扱っているところがあります。立派な施設の財源だと思うんですが、ウエスとそうでないものの仕分けというのも、ものすごく大変な作業になります。例えばたくさんの資源ごみをいっぱい預かっても使えるも

のというのはわずかなんで、その預かって帰ってもその後の処分代、それが出ないんで、結局は断念している状況であります。

例えば循環型の社会を目指しておられるということなんで、もっと徹底して収集方法はじめ、きちんと分別していただくように市民に周知していただくように努めなければ、やっぱりごみの減量化も図れないと思いますので、今後もやはりそういう障害者施設に助成とかも含めて、今学校に出ているのと同じような形でまた考えていきたいと思うのですが、それに関しましてはいかがですか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） すみません、質問して申しわけないんですが、その布類というのをうちが収集したのものを障害者施設に今持って行ってるという事実があるんでしょうか。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） そういったことはないんですが、以前、学校単位で集めたようなときに、その後の分別収集が大変やったということをお聞きしとんで、今、物が出てきてないそうなんです。布類として本来幾らかの量が出るはずなんですが、学校のリサイクル事業でも布類は集めてもらえない。市のほうでどれだけ出てるのか先ほど成果をお聞きしたかったんですが、数字がはっきり出てきてないんで、今こうお伺いしてるわけです。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） ウエスにつきましては、午前中、大畑議員の質問にもお答えしましたように、市が収集したものにつきましては、どこかの施設、場所に運搬するということにはございませんので、そこら辺は多分昨年度も一緒ですけども、ウエスを使われるときに施設の方が美化センターのほうに取りに来られたというところがある。多分その流れで今言われたのかなというふうに思いますが、今は全てにしはりまのほうに持って行っております。にしはりまのほうでそれは有価物として処理していると思います。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） わかりました。そしたら、その件に関しては、こちらももう一度調べてみます。

最初に市の直営ですね、プラ、ペット、紙類の収集ですね、その収集が市直営の業者であったのには何か理由があるわけですか。その分けた、その入札もあったと思うんですが、その経緯をお聞かせください。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） まず、可燃、不燃、粗大につきましては、市の市内6ブロック、それから資源につきましては宍粟市内全域を3車で行うという中で、一つの資源ごみについては直営ですという中で、現業等の協議の中で決めております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） プラ、ペット、紙製容器の入札ってありませんでしたか。1年半前に。一応入札は出たんじゃないですか。最初から市がすることと決まっておったわけですか。それとも入札に出したけども、それがうまくいかなかったとか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 直営でやる分については入札にかけておりません。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） プラ、ペットに関しては、そしたら最初からもう直営ですということで、民間には一切そういう入札の話はなかったということによろしいですね。あつたと聞いているんですが。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） すみません。それは申しわけありません、どちらからお聞きになった情報でしょうか。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） どちらの業者から聞いたかは別にして、そういう事実があったのかどうか聞いているんです。誰が言うたかとは問題でなく、そういう事実があったかなかったかのことでありますから、あつたらあつた、なかったらなかったと。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 私の記憶では直営がする分については入札していないというふうに記憶しております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 真実を追求する会ではないので、もう一度よく調べてみます。

先ほどお答えいただいた分で、ごみの分じゃないんですが、給食費のことについてもうちちょっとお伺いしたいんですが、在校中は学校とPTAで回収、卒業後は給食センターで回収というお答えをいただいとんですけども、実際、それで集められるのです。僕もPTAにおったことがあったんで、ただ、滞納者の名前もわからな

い、学校側もできたら穏便にしたいということで、数字だけは上がってきてますが、もちろん個人名は出てきておりません。こんな状況でどうやって学校で集めるんですか。学校やPTAで。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） PTAの役員にお願いをしとったというのは、私がこの間に聞き取った状況では、現在はそういうPTAの役員さんにお集めをいただいておりますということはないようでございます。学校につきましては、その未納のお知らせといたしますか、そういった未納者については学校と情報共有しておりますので、在校生については学校はそういうことを把握をしている状況でございます。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 滞納者にやっぱり事情を聞いてみますと、給食を食べたくて食べているのではない。まずいから払えない。そういう類の理由で滞納している方がいらっしゃいます。耳を疑うような話なんですけど、経済的な理由ではなく、支払い能力がありながら支払う意思のない特定滞納者というものです。

給食費の未納というのは、認められんと思いますが、恐らく。給食の質や量を低下する原因となりかねんと思うております。それから、今現在、この297万円ですね、この滞納というのはもちろん早急に集めていただくことが大事やと思うんですが、今後、これから滞納者を増やさないために、何か方法を考えていらっしゃいますか。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） まず、まずいから払えないというような御意見もございましたが、議員からも御指摘のように、やはり我々としては責任を持って子どもさんの給食を提供しております。そういった理由あるいは経済的な困窮にかかわらず払えないという者については、やはり毅然とした態度で臨む、これはもうどの債権でも同じだろうと思います。

冒頭申し上げましたが、具体的な対応でございますが、やはり人数的にはそんなに多くございませんので訪問回数を増やすなり、あるいは先ほど申し上げました、その滞納がどういう理由から来るものかということ、個人のデータを十分しんしゃくしながら、毅然とした徴収に取り組むべきは取り組む、これしかないのかなという、現時点でそういうふうに考えております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） それは6年も7年も前にいただいた答えと同じなんですけど

も、それから増えとんですね。やっぱり減ってきてないんで、新たな滞納者を増やさないための方法なんです。その滞納した人から回収する方法じゃなくて、滞納されないようにする方法をお聞きしとんですけども。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） この滞納問題につきましては、それこそ現年、新たな方を増さないということがもう一番でございます。その部分について、じゃあ、具体的なアクションをどうすればできるのか、我々といたしましては毎月未納者については通知をし、それから給食センターから督促を行い、そして訪問徴収を行う。それから、今ですと、児童手当から確約をいただいております方も2、3名ですが、数人ですが、ございます。そういったものを充当しようとするれば、何回も言いますが、やはりそれは文書の発送だけでは克服できませんので、まずお出合いをして対応を促す、これしかないのかなというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） もちろん滞納はないと思って、最初あると思うてしてないと思うんで、例えば入学時に給食と弁当の選択制、また誓約書を取るなどして、やはりモラルを徹底するべきという姿勢をあらわしていかんと、今後ますます増えていく可能性があると思いますので、そういった方法も考えていただきたいと思います。

また、やはり僕がこれを言うのは、少子化に伴いやっぱり給食費の無料化というもの今後訴えていかなければならないと思っております。そのためにこういう滞納金があるままでは、滞納金をうやむやにするために、無料化したと捉える場合もありますので、きちんとそれまでに回収していただいて、是非宍粟市も給食費の無料化ができるように訴えていきたいと思っております。

最後なんですけど、先ほどの債権回収の分なんですけど、昨年度1,200万円余りの予算が人件費と賃金として計上されておるんですけど、これ年2回の強化月間に係る経費だと思っております、これだけ経費をかけて回収して、市民に理解が得られるものかどうか、お聞きします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 滞納徴収につきましては、市民の方々から信頼される、いわゆる公平性から絶対に守らなければならない分は自覚はいたしております。しかしながら、やはり納めていただけない方をそのままということは、やっぱり不合理がございますんで、対費用とか効果のこともございますが、やはり幾らであろうが、やはり納めていただくことは努力をしていくと、そのために人件費が必要なのはや

むを得ないのではないかなど。最終的にはゼロにしてみんなが納められる、またみんなが公平にできる、それを目指しておりますので、御理解を願いたいと思います。

ただ、年2回の徴収月間の費用がその額であるということはないと思っております。今の1,000何万の金額は嘱託員とか臨時職員、そういった関係の経費ではないかと思っておりますので、また改めて御確認をいただきたいというふうに思います。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） この1,200万円というのは多分来年度もかかるものかもわからんと思うんですが、やはり最少の金額で最大の効果が得られるように、確かに1,200万円かかろうが、幾らかかろうが、滞納者をなくすことが目的というのわかりますが、やはりお金をかけていては何のために回収したのかわからんようになるんで、できるだけそこを頑張ってください、経費を抑えていただいて、最大の効果を得るように頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

議長（岸本義明君） 以上で、2番、稲田常実議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

質問時間も20分と限られております。あと15番目ということで、お聞きしたいことはたくさんあったんですけども、昨日、今日とほかの議員の方、聞いていただいておりますので、できるだけ重ならないように私からは大きく3点について質問をさせていただきたいと思っております。

1点、これまでの議会での代表質問、一般質問への対応について、御質問をさせていただきます。

ここでこれまでの市長及び担当部局から検討する、推進するというふうに御答弁いただいた部分の実際にはどうなっているのかということをご個別に伺いたかったんですけども、私が掲げておりました公共交通、上下水道、公立病院の医師等、全てこれまで一般質問の中で触れられておりますので、ここは省略させていただきます。

そこで、この議会の代表質問、一般質問への対応についてなんですけれども、是非とも対応の状況、進捗状況を一覧にさせていただいて、毎月1回ホームページ上に公開していただくこと、また、同時に各常任委員会への御報告をいただくことを、この回答はちょっと検討しますというのと、先に進まないのでも市長の答弁はすぐに

やりますということしかちょっと選択肢がないんですけれども、是非そういう形でリーダーシップを発揮していただいて、明確な指示をこの場でいただければというふうに思います。

2点目、平成23年度から27年度まで5年間の推進計画にあります第2次行政改革大綱の取り組みについて、職員の定数や給与にかかわる部分について質問をさせていただきます。

職員機構の見直しという項目があるんですけれども、平成24年度の実施実績は二重丸、計画以上に達成できたという評価になっています。ただし、いろいろなところでの公表の状況を見ますと、診療所、病院、あと消防の職員ですね、こちらは維持または増やすということを目指しておられます。しかし、削減を目指す一般職員の方と一緒に集計してホームページ上で19名削減というふうに評価公表されております。その理由がちょっと不明確でしたので、是非御回答をお願いします。

それに関連して、職員給与の適正化という項目についてです。

ここでは、標準財政規模のうち給与費が占める割合20.1%という目標設定になってます。ちょっとその根拠についてお伺いしたいと思います。また、過去3年ぐらいの経年の変化、標準財政規模がどのように推移しているのか、給与費がどれぐらいの割合で推移しているのかという実数を含めて御回答をお願いします。

あと、同じ行政改革大綱、時間外・休日勤務の適正管理について伺います。

そもそも時間外勤務は、業務命令によってなされるもので、職員の方が勝手にできるものではないと思います。労務管理等の面から労働基準法に準じて管理職が命令できる上限時間を設定すべきだと考えます。市長のお考えをお伺いします。

同じくなんですけれども、人件費の部分で、7月に総務企画部長に県から参事という形で登用されております。それと同時に、土木部長が参事ということで昇格されております。これは納税者から見ると、やっぱり人件費増というふうに捉えられます。その人事の理由、また就任後の成果を同じくその時点で設定されました政策推進の部署の成果とともに御説明いただければというふうに思います。

あと同じく第2次行政改革大綱の中なんですけども、市民参画の推進という項目があるんですが、全ての項目で目標は達成しておりません。どこに原因があり、どのように今後改善していくつもりなのか、御回答をお願いします。

三つ目、公共施設の活用方法について御質問します。

学校規模適正化、幼保一元化が進展すれば、閉鎖後の建物または土地の活用の問題が同時に進行すると考えます。活用の方法を今後どのように協議していくか、そ

の展望にお伺いします。

以上、3点、第1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 鈴木浩之議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） それでは、ただいまの御質問に対して幾らか割愛もあったようでありまして、具体的なこともありましたので、具体的なことについては担当部長のほうより後ほどそれぞれ個々に御答弁申し上げたいと、このように思います。

前段にありました代表質問、一般質問を含めた対応状況、このことについて市長、どうするんだと、こういうことでありますが、毎月1回ホームページ上で公開したり、あるいはその都度常任委員会で報告せよと、こういうことでありますが、基本的には私は公開できるものについては全て公開していく必要があるだろうと、この認識は一致しておるところであります。ただ、1カ月単位で何もかも進捗したり、あるいは検討したことが進むかということ、これは個々によって当然違ってきます。私は、それぞれの常任委員会等々の中でそれぞれの担当部長が事業の、あるいは政策の推進状況も常々報告をしておると思っておりますし、当然議会から提案なされたこと、あるいは指摘されたことについても一定のそれなりの進捗があったときには報告すべきだろうと、このように考えておりましたが、それは適宜適切な時期もありますので、必ずしも1カ月単位というのは、これは約束するということは非常に無理があるだろうと、正直このように思っておりますが、ただ、全面的な公開というのは当然のことだろうと、このように思っております。

ただ、全てただいまおっしゃったように、いろいろな部門でなかなかそれぞれの職員も頑張って毎日事務事業を推進しておるわけでありまして、それなりにやっぱりそれぞれが対応するわけでありまして、事務の負担ということも当然ありますので、そういう点でもお考えできればありがたいなと、こう思っております。

そういう部門でのまた議会のやりとりの中で、私はそれぞれこういう場で真摯な議論が必要だと、このように考えております。

そのほかのことにつきましては、担当部長のほうから申し上げたいと思います。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 市長が申しましたように、少し具体的な内容でございますので、私のほうから行政改革の取り組み等の御質問並びに公共施設の関係、お答えを申し上げます。

まず最初に、時間外勤務の上限設定をしてはどうかという質問でございますが、

現在も労働基準法の規定に基づきまして、職員の健康管理も考慮して1カ月当たり20時間以内を目標に公務のため臨時勤務の必要がある場合、所属課長から時間外勤労命令を行っているところであります。

このような中で、労働者、使用者、いわゆる労使協定に基づいた労働基準法に基づきます明確な36協定等を行うことにつきましては、災害時の対応とか、公務の特殊性等から適切でないというふうに判断しておりますので、現在行っています30時間以内とか、20時間以内、こういった目標設定の中で整理をしたいというふうに思っております。

次に、参事職のことですが、私自身も事務部門の統括と技術部門の統括、これを行う職は必要というふうに考えております。今回、企画総務部長と土木部長が参事となりました。この総括を目的にしたものは職責を明確にすることによりまして、法制関係のこととか、行革、健全財政、そういったことは企画総務部長が任に当たると。市長が冒頭申し上げましたように、県との太いパイプ、これは当然でございます。そういったことで2カ月しかたっておりませんが、既に我々に対する助言とか、違った視点の指導もいただいておりますので、十分その成果は上がっておるというふうに思っております。また、具体的にはラジオ関西での番組等の公開の実現、これも参事の功績であろうというふうに思っております。

また、土木参事におかれましては、技術系全般にわたって設計の審査、工法の検討、工事の検査、それから職員の育成指導を含めた統制を行っていただいておりますので、現実として設計誤り等のチェックも既に2、3件チェックをいただいたり、指導いただいているということで、それぞれの成果があらわれているということでございますので、今後ともこういった総括の部門、参事職については続けて執行することが望ましいというふうに思っております。

また、市長が選挙公約で提示されました政策推進のことにつきましては、市長からの懸案事項、これを直接指示を出されております。それについてはスピード感を持って内容研究でございますとか、進行管理、これを行っております、具体的には今回補正に上げております緊急ヘリの離着場の整備、これも指示の中のひとつでございますので、早期実現に貢献しておるというふうに思っております。

次に、公共施設の活用関係でございますが、これについては当然学校とか園舎の跡地、地域の関係者の皆さん方と十分な協議・調整を前提といたしまして、市としての基本的な方針を示す中で協議をしていくということが望ましいというふうに思

っております。

第1番目には、まず市の施設として福祉関係でございますとか、教育関係、こういったことに活用する施策があるのかどうか、検討をしたいというふうに思っております。

その活用がない場合におきましては、地域の方々の活動を中心に、地域づくりの拠点施設としての活用、これを地域の皆さん方と相談してやっていきたいというふうに思います。

最終的には、いずれのことも活用が難しいといった場合には、民間での活力を含めたいいわゆる売却等の処分も検討しなければならないというふうに思っております。いずれにいたしてもできるだけ早い時期から地域の方々と協議・調整を行う中で、いわゆる十分に理解をいただく中での対応ということが望ましいというふうに考えております。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、私のほうから、残りの3項目について御回答させていただきたいと思っております。

行革大綱の中の職員数の点、2点目が給与の適正化の点、3点目が市民参画の点ということで、回答させていただきたいと思っております。

まず1点目の行革大綱の中にあります職員数についてでございます。増加を目指す分野と削減分野を一緒に集計しているということがどうかということでございます。

平成22年度に行革大綱を策定いたしましたときに、宍粟市では合併後における総人件費の削減が大きな目標であったということでございまして、目標の効果額につきましても全職員での目標設定というところで設定したところでございます。このために、現在の行政大綱では、病院職員も含めて計上しておりまして、全職員数を減らしながらも、不足しております病院職員の増員、確保を努めていきたいという計画になっておるということで、一緒に集計にしておるという理由でございます。

2点目につきまして、給与の適正化についてでございます。給与の適正化のこの目標数値、平成24年度20.1%という設定の根拠でございますけれども、これも平成22年度に行革大綱を策定いたしますときに、公務部門の給与費を抑制する一定の指標がないかということが策定の委員さんの間で議論になりました。民間部門におきましては人件費比率といいまして、売上高に占める人件費の割合という一定の目標といたしますか、一定の数値、指標がございますけれども、公務部門におきまして何

かそういった数値が設定できないかなという議論の中で、公務部門におきましては標準財政規模に占める給与費の割合というのを一定の目安にしてはどうかということで、これを設定をしております。そのときの決算数値、平成20年度の決算数値のその給与費の割合が20.5%であったということで、これを計画期間中の5年間の間に20%以内に抑え込んでいこうということで目標を立てておきまして、平成27年度までの5年間に1%を削減するというので、毎年度5年間ということで毎年0.2ポイントずつ目標設定してはどうかということでございます。したがって、平成24年度は2年度目ということで0.4ポイント下げまして、20.1ポイントというのを目標設定しておるところでございます。

直近3カ年程度の実績はどうかという御質問ですので、平成22年度におきましては標準財政規模に対する給与費の割合が19.0となっております。平成23年度は18.9、平成24年度は18.3ということで、いずれの年度におきましても20ポイント以下に抑え込むということでは達成できているという状況にはなっております。

続きまして、3点目の市民参画の各項目が未達成になっているという御指摘でございますけれども、この各項目の中にも幾つかの取り組みを設定しておきまして、全てが達成できてないということではございませんで、達成できている取り組み、達成できてない取り組みもございます。全体的な評価として計画どおりに達成できなかったのではないかとということで、全体の評価としてそういう分類をした結果、各項目とも残念ながらそういう結果になったということでございます。

この市民参画につきましては、市民の方々に行政に参画をしていただくということですので、やはり市民の方々の理解を得ていくということで、少し時間を要するということでもあると考えております。

また、市民へのPRが十分できていないという結果かなとも考えております。

さらに、この各項目が達成できてないということにつきましては、やはり項目ごとの進行管理が十分できていないということが要因と考えております。

今後におきましては、市民参画にできるだけ積極的に参画いただけるような、市民へのPRの強化と個別の項目につきましてはの進行管理をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） じゃあ、再質問をさせていただきたいと思っております。

順を追ってお伺いします。

先ほど代表質問、一般質問に対する対応の状況の公開ということで、公開ということに関しては前向きに検討いただくということなんですけども、月1回は無理だというお話を伺っているんですけども、どれくらいの間隔であれば物事が進んだ感じて公開ができるのか。これはどちらかということ、議員にとってもということよりも、市民の皆さんにとってここで議論されたことがどういうふうにも実際動いているかということをお知らせする必要があるかなというふうにも思っていますので、何かそのあたりであれば、具体的な間隔みたいなものを教えていただければと思います。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 当然、ここでやりとりすることについてはそれぞれ議員の皆さんが有権者の皆さんの代表を含めて宍粟市をどうしようか、こういう課題がありますが、これに対してどうでしょうかという考え方で提言がいろいろいただくわけだと、私はこのように認識をしておりますが、その中でじゃあいつまでにこのことをできるというのは、なかなか難しい、それぞれ課題によって違うと思います。例えば公共交通の問題についても、じゃあ1カ月でどこまで進むのか、その都度お示しする。これも非常に困難なことであります。したがって、私は課題によってそれぞれ進捗状況は当然違いますので、先ほど申し上げたとおり、一定1カ月単位できちっとやるのは非常に難しいと。なおかつそれぞれいろんな御意見、提言いただいたこと、あるいは私ども検討していきますよ、前向きにいきますよということについての取り組み、これは常々やらないかんですが、事務事業の非常にふくそうする中で、本当にそれがいいのかどうか、私は疑問に思っておりますので、適宜適切に、あるいは的確に市民の皆さんにもお答えを、あるいは途中でも報告する、これは公開の義務があるだろうと、このように考えております。そのように考えておりますので。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ありがとうございます。1カ月に一度公開してもらっても、更新されているところ、されてないところがあってもいいんです。審議継続中であるとか、研究中であるとかということもいいかと思っておりますので、是非そのあたり事務的に煩雑になる部分あるのかもしれないけれども、是非一覧にしてホームページ上に公開していただくと、市民の方もどういうふうに進んでいるのかというのがわかりやすいかなと思うので、是非検討いただければと思います。

では、二つ目、順を追っていきます。

職員の組織機構の見直しについてのところなんですけども、先ほど参事のほうか

ら御回答いただいたように理解はいたしました。ただ、ホームページ上の宍粟市の人事行政の運営等の情報を公表しますという文書がPDFで出てるんですけども、この中で削減率であるとか、何人削減しましたというように、どちらかという減ったことが評価というような形で公表されているので、ちょっとそこは市民の方が見間違うというか、理解が進まないのかなと思うので、是非そのあたりちょっと実態に合った集計の仕方、公表の仕方をしていただければというふうに思います。

実際に、前提としてなんですけども、行財政改革というのは単なる経費の削減であるとか、事業の削減でないということを断っておきたいなというふうに思います。合併自体が行財政改革の一環であるということは、いろんなところで聞いたんですけども、合併協議会が言っていたとおり、合併のメリットとして専門的・高度な能力を有する職員の確保・育成、行政経費の節約、より高い水準の行政サービスの実現など、4町が一緒になることで効率的に行政運営ができて、経費が節約できる、その節約分を高い水準の行政サービス実現に充てるのが行財政改革の目的ではないかというふうに考えております。

何でもかんでも削減すればいいというふうには考えていないんですけども、当然市のほうもそのように認識されていると思いますけども、この考えに対して間違っているのか、間違っていないのか、ちょっとただしていただければというふうに思うんですけども、お願いします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいまの御質問については、また副市長等々担当の部長からお答えさせていただきますが、少し勘違いというんですか、ちょっと誤解が生じておいたら申しわけないので、あえて再度先ほどの月1回のことなんですけど、私は冒頭申し上げたとおり、それぞれ議会の役割や権能があります。我々も当然当局のいろんな役割があります。したがって、御提案いただいたことについて、当然検討する、前向き、いろんなことについては議会と十分議論しながらそれぞれ答えを見つけていく、このことが大事だと私は思っております。したがって、常任委員会でそれぞれ議論する中で、公開も含めていろいろやるべきだろうと、こう思っておりますので、月1回ホームページで云々というのは私は非常に困難だと、このように思っておりますので、その点だけ私はそのような考えを持っておりますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 行革の方針についてはおっしゃるとおりでございます、

経費のみを減少するものではないと、これは事実でございます。ただ、無駄なものはなくしていこうということで、先ほど稲田議員さんがおっしゃいました最終的には最少の経費で最大の効果が得られるように各部門で努力をすると、これが全ての方針でございますので、そういった方向で検討しております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） いろいろなところで人数であるとか、削減額であるとか、削減率であるとか、いろんな指標で人員の定数管理みたいなところは評価されているんで、あと実際にも実績に734人現在の人数であったり、725人であったりという非常にデータがいろんな種類のものがいろいろなところに出ていて、実際どういうところでそれを評価したらいいのかというのがわからないので、是非そのあたりも整理していただいて、もし今、実際の組織機構の見直しで人件費、人員ですね、の目標とか実績というのが具体的にお示しいただけるようであれば、一例でも伺えればと思います。お願いします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 組織機構の関係につきましては、やはり前般から出てますように、施設がたくさんあれば当然人事が要ります。そういった格好で具体的には合併以後120名の減ということでしております。さらに今後につきましては、私が思ってますのは、普通会計部門で400名、今から20名程度の減は必要であろうというふうには思っております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ここは質問ということよりも、第2次行政改革大綱の14ページのところの の7とか、 の2という、どこから数字を引っ張ってくるかというところがちょっと誤記というか、ミスがありますので、是非チェックしていただいて、訂正のほうをお願いします。

では、引き続き職員給与の適正化というところでいきたいと思えます。

標準財政規模に対する割合ということで、給与費というのは、これは人件費とはまた別というふうに考えていいのか、ちょっとそのあたり財政に詳しくないので教えていただければと思います。お願いします。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 給与費でございますけれども、ここで給与費と言っておりますのは、一般職員に係りますいわゆる基本的な給与と、それから各種の手当の総額ということでございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、標準財政規模ということをもとに、そこからの割合ということなんですけども、標準財政規模というのを調べたところ、平成23年度では152億4,300という数字なんですけども、平成24年で153億というふうに増加をしていったり、平成22年度から比べると減ったり、増減があるわけです。そういった不安定な数値に対しての割合ということで、総額抑制の指標としては適切ではないんじゃないかというふうに思いますが、そのあたり考えを伺います。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 先ほど御説明しましたとおり、確かに標準財政規模と申しますのは、それぞれのその時々、年度年度ごとに上下をしておる数値でございます。給与費につきましても上下をしております、その部分を指標として用いるのはどうかという御意見は確かにあろうかと思えますけれども、平成22年度に策定した際に、民間の人件費比率の指標に対応できるような公的部門を何らかの指標として用いるものはないかなという委員の方々の御意見の中で、これを20%以内に押さえ込むという一つの目安としてそれを設定しております、確かに毎年度上下しておりますので、パーセントも上下しようかと思えますけど、目安として20%というのを一定の目安に置いているということでございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ありがとうございます。

では、時間外・休日勤務のところについて、再質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど時間外の目標、月20時間ということをお伺いしましたけれども、実際、この前も調べていただいたところ、平成23年度は時間外の手当の総支給額が2億7,500万ちょっとということ。ある職員の方は、平成24年度、年間787時間、時間外の勤務をされているそうです。どれだけプライベートを犠牲にしているのかということ、またその手当の支給額は200万円を超えております。少し工夫をすれば若い職員の方、その分で雇えるんじゃないかというぐらいの額ではないかというふうに思えます。月で平均65時間以上の超過勤務です。365日休まず出勤しても毎日夜の7時過ぎまで勤務して、やっと足りるぐらいの時間です。実際には、そもそもここまで働かせなくてはならない状況、管理職の方の仕事の配分であるとかスケジュール、このあたりのところに問題があるのではないかと考えております。

実際、管理職としての役割を果たしていないことの結果ではないかというふうに

私は考えております。

そこで、言いづらいんですけども、やはり本会議の場で居眠りをしているような管理職の方がいたり、そういったところでやはり管理職の役割を到底担っているというふうには思いません。是非、管理職手当の大幅減額または削減、期末手当における役職加算、このことを即廃止、このあたりのことについて市長の考えをお伺いします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） ちょっと具体的なことでございますので、私のほうからお答えを申し上げます。

管理職手当、これにつきましては当然一生懸命仕事をする、その職責に応じて交付されるということは当然でございます。例えばの話で申されましたが、居眠りをしたり、管理をしない職員に対する交付は適切ではないというふうにおっしゃるとおりでございます。ただ、管理職手当全般につきましては、国の人事院におきまして給料で職務困難性とか責任の度合い、これは給料に反映いたしております。ただそれだけでカバーできない、いわゆる自分自身で積極性を持って業務するとか、管理責任を負う、これは特殊性がございまして、そういうものにつきましては人事院でも俸給の特別調整というようなことで、それでもってすることが望ましいというふうになっております。市町の場合については管理職手当というような項目で支給調整することが望ましいとなっておりますので、目的を達成する、その結果として手当を支給すると、このことに努めたいと思っております。また、役職加算についても同様の考えでございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 年間787時間、部下に時間外を命じるというところで、管理職としての職責を全うしているというふうに言えるのか。ちょっとここまで働かせてしまうと、退職とか休職こういった状況になってしまうのではないかとというふうに思います。そのあたりもう一度お考えをお伺いします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 実際、実績として787時間勤務した者がおるということは実態でございます。ただ、この形態についてはおっしゃるとおり好ましくない状況でございます。先ほど申しましたように、少なくとも多くても年間300時間以内ぐらいではすべきであろうというふうに思っておりますので、災害等いろんな事情の中で管理職も含めて、課、係、連携を持つ中での対応ということで、今後努力を

してまいりますので、こういった点、解消に努めてまいりたいというふうに思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 時間外の上限を設けるというのは、サービス残業を増やすと言っているわけではないということだけは御理解いただきたいと思います。

はっきり言ってここまで働いていると、労働基準法違反ということもあります。なので、是非そのあたり、ただ、やはり今月は出費が多いので、時間外でこれくらい稼がなきゃいけないと職員の方が言っていると。僕は直接聞いたわけではないんですけども、そういったこともまことしやかに言われてしまう、そういったことを考えると、本当に一生懸命仕事をされている方の士気とか、そういったところにも繋がると思いますので、是非そのあたり人事考課であるとか、段階的な勤務評定などを含めて組織を維持活性化できるような給与体系の見直し等を是非やっていただいて、そこで節約できた部分、節減できた部分を是非市民サービスの向上のほうに充てていただければというふうに思います。

あと職員の士気ということに関連してなんですけども、是非職員の方の昼休み、休憩できる場所、空いている会議室等を是非開放していただければというふうに、これは御提案であります。やはり、市民、顧客であったり納税者であったりという方が昼に来られて食事をされている、やっぱり机に突っ伏して居眠りをされている、雑談されているということは、やはり申しわけないんですけども、見た目があまりよくないです。あと職員の方も職場から保障された休憩時間、離れられないというのは非常に午後の職務にも影響すると思いますので、是非そのあたり、昼ゆっくり休める、自由に休めるようなところを会議室で空いているところをローテーションでもいいですので、是非そういった場所を御提供いただけるようにしていただければというふうに思います。そのあたりちょっとお考えがあればお伺いします。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 職員の休憩場所につきましては、ここの本庁舎におきましては、4階部分に休憩室と男女別の休養室を確保しておるところでございます。それ以外の階につきましては、スペースの問題もありまして、休憩場所を確保することが困難であるという状況になっております。その4階の部分で全ての職員を賄うということはできませんので、議員御意見のありました会議室の職員への昼休みの開放につきまして、これ本来会議室としての利用というのが昼休み期間中もあろうかと思っておりますので、そのあたりの利用状況等をよく確認させていただ

きまして、そういった本来業務に支障がないということの中で、そういった職員への開放ができるかどうか、検討させていただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ありがとうございます。是非していただければというふうに思います。

次に、公共施設の活用について質問させていただきます。

波賀でいえば道谷小学校、野原小学校、あと土万小学校、今度の学校規模適正化で空き家というか、空いてくると思います。波賀にしてみると、あそこをどう活用するかと、老若男女いろいろなアイデアがあふれております。是非元学校ということも考えて、若い世代のアイデアを実現できるような方向で協議等を進めていただければ、これはお願いなので、もしそこにお考えがあるようでしたら、是非お伺いしたいと思います。お願いします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 先ほど申しましたように、具体的なことについては、地元の方たちと十分に今おっしゃったように協議を重ねる中で方向性を見出したいと思いますので、御理解をお願いします。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 同じく公共施設の活用についてお伺いします。

現在、波賀の旧給食センター、ここは今、廃車になった車が置かれて放置されているような状態です。しかし、地元の団体であるとか自治会があそこが使えると非常に活動の幅が広がると。ちょっと道の駅では使用料が高かったりということで、なかなか使えないんだけど、あそこを開放してくれたらなという要望があります。しかし、いろいろな理由をつけて住民への開放をしていていないというのが現状であります。できない理由を探して、それを説明するのではなく、是非どうやってやったら市民のそういった要望に応えられるのか、そういった案を是非提示いただければと思います。ここで、できない理由はもう聞き飽きていますので、どうしたらそういった市民の要望にそういった空いている施設を利用できるか、何かアイデアがあればお伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 具体的にお断りをしたようなことがあったら、またお聞かせ願いたいんですが、いわゆる使用目的に対しまして、できるような方向で検討はしたいと。結果は困難であればお断りする場合もございますが、まずはどうしたら

使っていただけるか、このことは真剣に考えたいと思いますので、また御意見をいただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 実際にここを使いたいんだというある団体がありまして、水道の関係等というふうに理由はいろいろ聞いているんですけども、実際には使えないと、使わせないというか、という回答を得ているというところまでは聞いております。是非使えるようにこちらからもまた働きかけをしたいと思いますので、検討のほうをお願いします。

最後になりますけれども、時間も迫ってまいりました。是非今度2020年に東京オリンピックが開催されるということが決定しました。宍粟においてはカヌーという競技が指定種目とか推奨種目になっているかと思えます。宍粟出身でカヌーでオリンピック、これは夢ではない話になってきてるのではないかなというふうに思います。是非現役のアスリートの方の財政的な支援を何かできないか。特に伊和高校のカヌー部とか、非常にいろんな厳しい中、カヌーを運ぶのに経費がかかったりということで苦労されていると思えます。是非そこに支援をしても罰は当たらないと思えますし、明るい話題を提供していただければと思いますので、そのあたり、もし考え等があればお伺いしたいと思えます。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 今おっしゃったとおり、将来に非常に夢が持てる、あと7年が大いに期待されるところであります。カヌーについてはメッカということで、市あるいはそれぞれのところで地域も頑張っていらっしゃいます。金銭的に支援はともかくとしても、今後そういったどういう支援ができるのかも含めて検討させていただきたい、このように思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） あと新しい小学校が今度学校規模適正化でできる校歌についてです。これは、これは委員会でも提案したんですけども、新しくできる学校の歌ですね、校歌。これは是非作詩、宍粟市民の方、あと作曲は、今、旬なアーティストとか、そういったところで是非ということが実現できるか、ちょっと思い切って新しいところに踏み込んで見ていただければというふうに思います。そこは御回答は結構ですので、是非検討していただければと思います。

あと、これは最後お願いなんですけれども、現在、予算の中で余った部分を財政調整基金に積んだり、繰上償還に回すという、実際には未来への備えと過去の精算

という部分で異常な額が使われております。それは全然不必要なことだと思えませんが、是非していかねばならないと思うんですけども、今ここの宍粟市で生きている私たちというか、にとってそのうちの幾らかでも何か元気になる、住んでよかったと思えるところに是非使っていただければというふうに思います。やはり未来への備えと過去への精算によって負担が強いられている、そうになるとやっぱり宍粟から離れたい、こういうふうに思ってしまうのは自然な流れではないかなというふうに思います。少子化・過疎化等の対策も含めて、このあたりちょっとお金の使い方ということに関して何か案とかアイデアがあれば、是非お考えをお伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 基本的には、冒頭もこれまでも申し上げたとおり、持続可能な財政運営、いわゆる健全財政をしなくてはならん、これは大きな命題であります。あわせて将来への夢を持たないかん。こういうさび分けをする部分は非常に難しい部分であります。そういう観点で今後も支援運営を図っていきたいと、このように思っておりますので、夢が持てることについて、できることからできるだけという考え方の中で挑戦を求めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 以上で、1番、鈴木浩之議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月13日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 4時07分 散会）